

衆議院 総務委員会 議 録 第 八 号

平成十四年十一月二十八日(木曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 遠藤 武彦君

理事 荒井 広幸君

理事 林 幹雄君

理事 安住 淳君

理事 榊屋 敬悟君

理事 浅野 勝人君

理事 岩永 峯一君

理事 左藤 章君

理事 滝 実君

理事 谷本 龍哉君

理事 平林 鴻三君

理事 山口 泰明君

理事 吉野 正芳君

理事 荒井 聰君

理事 玄葉光一郎君

理事 武正 公一君

理事 松崎 公昭君

理事 遠藤 和良君

理事 山岡 賢次君

理事 矢島 恒夫君

理事 横光 克彦君

総務大臣 片山虎之助君

総務大臣政務官 岩永 峯一君

総務大臣政務官 吉田六左門君

政府参考人 鍋倉 真一君

(総務省総合通信基盤局長) 大久保 暁君

総務委員会専門員

委員の異動

十一月二十八日

辞任

佐田玄一郎君

補欠選任

山口 泰明君

第一類第二号 総務委員会議録第八号 平成十四年十一月二十八日

同日

辞任

山口 泰明君

補欠選任

佐田玄一郎君

十一月二十六日

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出第一〇二号)(参議院送付)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出第一〇三号)(参議院送付)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出第一〇四号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

十一月二十六日

高度情報化対策の推進に関する陳情書外一件(鳥取市東町一の二二〇石黒豊外八名)(第二六号)

地方分権の実現等に関する陳情書外一件(宮崎市内宮田町一の二一谷村繁雄外二名)(第二七号)

地方財政基盤の充実強化に関する陳情書外四件(鳥取市東町一の二二〇石黒豊外七名)(第二八号)

地方債の充実・改善等に関する陳情書(青森市中央一の二二の五木村巖外二十七名)(第二九号)

同日

市町村合併に関する意見書(石川県鶴来町議会)(第三九八一号)

住民基本台帳ネットワークシステムに関し、個人情報保護法の早期制定等に関する意見書(神奈川県山崎町議会)(第三九八二号)

小規模町村の公益的機能を重視し、自立強化策に関する意見書(高知県土佐山田町議会)(第三九八三号)

地方交付税と地方税源などの充実確保に関する意見書(北海道帯広市議会)(第三九八四号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道稚内市議会)(第三九八五号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道美唄市議会)(第三九八六号)

地方税源の充実確保に関する意見書(北海道名寄市議会)(第三九八七号)

地方交付税の拡充に関する意見書(北海道深川市議会)(第三九八八号)

塩原村議会(第三九九七号)

地方税源の充実確保に関する意見書(福島県新鶴村議会)(第三九九八号)

地方税源の充実確保に関する意見書(茨城県常北町議会)(第三九九九号)

地方税源の充実確保に関する意見書(茨城県旭村議会)(第四〇〇〇号)

地方税源の充実確保に関する意見書(茨城県桜川村議会)(第四〇〇一号)

地方税源の充実確保に関する意見書(茨城県五霞町議会)(第四〇〇二号)

地方財源の充実確保に関する意見書(群馬県太田市議会)(第四〇〇三号)

地方税源の充実確保に関する意見書(群馬県玉村町議会)(第四〇〇四号)

地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県袖ヶ浦市議会)(第四〇〇五号)

同日

地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県富里市議会)(第四〇〇六号)

地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県本埜村議会)(第四〇〇七号)

地方税源の充実確保に関する意見書(千葉県芝山町議会)(第四〇〇八号)

地方税源の充実確保に関する意見書(神奈川県藤沢市議会)(第四〇〇九号)

地方税源と地方交付税の充実確保に関する意見書(神奈川県山崎町議会)(第四〇一〇号)

地方税源の充実確保に関する意見書(新潟県出雲崎町議会)(第四〇一一号)

地方税源の充実確保に関する意見書(新潟県堀之内町議会)(第四〇一二号)

地方税源の拡充確保に関する意見書(新潟県守門村議会)(第四〇一三三三)

同日

地方税源の充実確保に関する意見書(新潟県入道村議会)(第四〇一四四四)

地方税源の充実確保に関する意見書(富山県城端町議会)(第四〇一五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(富山県平村議会)(第四〇一六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(福井県清水町議会)(第四〇一七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(山梨県山梨市議会)(第四〇一八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(山梨県境川村議会)(第四〇一九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(山梨県増穂町議会)(第四〇二〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(山梨県早川町議会)(第四〇二二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(山梨県白州町議会)(第四〇二二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県上之保村議会)(第四〇二三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県稲川村議会)(第四〇二四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県稲川村議会)(第四〇二五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県宮川村議会)(第四〇二六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岐阜県上宝村議会)(第四〇二七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(静岡県磐田市議会)(第四〇二八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(名古屋市中議会)(第四〇二九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県一色町議会)(第四〇三〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県額田町議会)(第四〇三一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県豊根村議会)(第四〇三二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(愛知県小坂井町議会)(第四〇三三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(滋賀県草津市議会)(第四〇三四号)

地方税源の充実確保に関する意見書(滋賀県伊吹町議会)(第四〇三五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(滋賀県浅井町議会)(第四〇三六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(滋賀県びわ町議会)(第四〇三七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(滋賀県木之本町議会)(第四〇三八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(滋賀県安曇川町議会)(第四〇三九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(大阪府豊中市議会)(第四〇四〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県吉川町議会)(第四〇四一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県家島町議会)(第四〇四二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県南光町議会)(第四〇四三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県三日月町議会)(第四〇四四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県大屋町議会)(第四〇四五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県山東町議会)(第四〇四六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(兵庫県山(兵庫県市島町議会)(第四〇四七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(奈良県室生村議会)(第四〇四八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(和歌山県打田町議会)(第四〇四九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鳥取県大栄町議会)(第四〇五〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鳥取県日南町議会)(第四〇五一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鳥取県江府町議会)(第四〇五二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鳥根県平田市議会)(第四〇五三号)

地方税源の充実確保に関する意見書(鳥根県美保町議会)(第四〇五四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鳥根県六道町議会)(第四〇五五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鳥根県桜江町議会)(第四〇五六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鳥根県都万村議会)(第四〇五七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県笠岡市議会)(第四〇五八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県吉永町議会)(第四〇五九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県賀陽町議会)(第四〇六〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県落合町議会)(第四〇六一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県新庄村議会)(第四〇六二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(岡山県阿波村議会)(第四〇六三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(広島県沖美町議会)(第四〇六四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(広島県大和町議会)(第四〇六五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(広島県河内町議会)(第四〇六六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(広島県安芸津町議会)(第四〇六七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(広島県安芸市(広島県安浦町議会)(第四〇六八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(広島県瀬戸田町議会)(第四〇六九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(広島県内海町議会)(第四〇七〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(広島県作木村議会)(第四〇七一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(山口県東和町議会)(第四〇七二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(徳島県井

川町議会)(第四〇七三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(徳島県東祖谷山村議会)(第四〇七四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(香川県綾上町議会)(第四〇七五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(香川県仲南町議会)(第四〇七六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(愛媛県上浦町議会)(第四〇七七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(愛媛県川内町議会)(第四〇七八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(愛媛県柳谷村議会)(第四〇七九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(愛媛県長浜町議会)(第四〇八〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県北九州市議会)(第四〇八一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県浮羽町議会)(第四〇八二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県大和町議会)(第四〇八三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(福岡県諸富町議会)(第四〇八四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県千代田町議会)(第四〇八五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県東脊振村議会)(第四〇八六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(佐賀県三根町議会)(第四〇八七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県西海町議会)(第四〇八八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県大瀬戸町議会)(第四〇八九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県川棚町議会)(第四〇九〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県世知原町議会)(第四〇九一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県厳原町議会)(第四〇九二号)

地方税源の充実確保に関する意見書(長崎県豊玉町議会)(第四〇九三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県富合町議会)(第四〇九四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県免田町議会)(第四〇九五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県球磨村議会)(第四〇九六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(熊本県天草町議会)(第四〇九七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(大分県佐伯市議会)(第四〇九八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(大分県宇佐市議会)(第四〇九九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(大分県上浦町議会)(第四一〇〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(大分県上津江村議会)(第四一〇一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(大分県天瀬町議会)(第四一〇二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(大分県院内町議会)(第四一〇三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(宮崎県清武町議会)(第四一〇四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(宮崎県北郷町議会)(第四一〇五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(宮崎県三股町議会)(第四一〇六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(宮崎県日之影町議会)(第四一〇七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県桜島町議会)(第四一〇八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県十島村議会)(第四一〇九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県大浦町議会)(第四一一〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県金峰町議会)(第四一一一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県鹿兒島郡)

祁答院町議会(第四一二二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県蒲生町議会)(第四一二三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県吉松町議会)(第四一二四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県福山町議会)(第四一二五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県有明町議会)(第四一二六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県吾平町議会)(第四一二七号)
地方税源の充実確保に関する意見書(鹿児島県徳之島町議会)(第四一二八号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県東村議会)(第四一二九号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県今帰仁村議会)(第四一三〇号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県伊江村議会)(第四一三一号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県東風平町議会)(第四一三二号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県佐敷町議会)(第四一三三号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県座間味村議会)(第四一三四号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県渡名喜村議会)(第四一三五号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県城辺町議会)(第四一三六号)
地方税源の充実確保に関する意見書(沖縄県多良間村議会)(第四一三七号)
地方税財政制度改革に関する意見書(北海道議会)(第四一三八号)
地方交付税の財源保障機能の維持に関する意見書(北海道恵庭市議会)(第四一三九号)
地方分権の推進と自治体財政確立に関する意見書(宮城県登米町議会)(第四一四〇号)
地方交付税制度の改革に関する意見書(滋賀県安曇川町議会)(第四一四一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出第一〇二号)(参議院送付)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出第一〇三号)(参議院送付)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案(第百五十四回国会内閣提出第一〇四号)(参議院送付)

情報通信及び電波に関する件
接続料等に関する件

○遠藤委員長 これより会議を開きます。
情報通信及び電波に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として総務省総合通信基盤局長鍋倉真一君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤勉君。
○佐藤(勉)委員 おはようございます。自民党の佐藤でございます。

大臣には、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、まずもお礼を申し上げたいと思います。情報通信及び電波に関する件ということでございますが、接続料についての御質問をさせていただきます。ぜひ私どもの思いを

大臣には逃げさせていたいただきたいというふうに思っております。
我が国の電話サービスは、N T Tの全国的なネットワークを利用することによって全国的にあまねく提供されているというのが常識になっております。N T T以外の電気通信事業者が参入することによって、またその事業者間の接続料金によりまして、長期増分費用、この長期増分費用というのは私は余りよくわからなかったり、アメリカの話がございまして、こんな話を取り入れざるを得ないんじゃないかという話になっておりますが、この辺はちょっと私も理解しにくいわけですが、そのことによっても日本の電話料金が著しく引き下げられたということではないかなというふうに思います。

また、さらにマイラインの導入もあったり、市内通話についての競争が促進されたり、値下げが実現してきたところはもう皆さん御承知のとおりだと思います。このような方向性は、国民利用者にとつて利益をもたらすものだということでもあるとは思いますが、多くの事業者が市場に新規参入するためにも有効に機能してきたものであったと思うんです。

現在、大変さまざまなコンテンツが充実しつつある携帯電話、そして急速に普及し世界でも最も低廉かつ高速となったADSL、今後本格的な普及が見込まれるIP電話といった新しい技術、サービスが取り入れられ、日本の電気通信市場は大きな変革期にきていると私は認識しております。
そこで、大臣にお伺いをしたいと思います。これまでの事業者間接続料金の引き下げによって、電話料金が低廉化し国民に大きな利益をもたらしたと私は考えるわけですが、大臣の所見をお伺いしたいと思います。
○片山国務大臣 佐藤委員御指摘のように、平成十二年度に長期増分費用方式が、大議論がありましたが導入されたわけですね。これによりまして段階的に接続料金が引き下げられましたので、通

話料金にもこれは当然はね返るわけでありまして、今我々の身近な市内通話は、特に東西N.T.T.は、前は三十分四でございましたが、今は八円五十銭に引き下げが実現しまして、このことは国民全体が幅広く恩恵を受けている、こういうふう

に考えております。そういう意味では、議論がございましたが、長期増分費用方式を導入したことが、委員御指摘のよう

に大きな成果を上げたのではないかと私も考えております。○佐藤(勉)委員 成果を上げたかどうかというの

はちょっと認識の違いかどうか分かりませんが、けれども、いずれにいたしましても、先日の情報通信審議会の答申において、競争を促進する立場から

接続料を東西別とすべきとされております。仮にそのようなことが実現すれば、利用者料金に反映

され、ユニバーサルサービスである電話サービスについて国民の負担が地域によって不公平になる

ということになりやしないか、利用者利益が阻害されることになるのではないかと思います、い

かがなものでしょうか。○鍋倉政府参考人 情報通信審議会の答申におき

ましては、競争政策を促進するという観点から、接続料を東西別に算定することが適当であるとし

ております。これは、そもそもN.T.T.を東西に分割しましたのは、東西において、相互にサービス

ですとかあるいは価格ですとか、そういった競争をさせるという趣旨でございましたので、そう

いったことが適当であるとしているものでござい

ます。ただ、そうしますと、接続料における東西別格

差というものがかなりございますので、利用者料金に反映される可能性が非常に高いということで

ございます。ということで、利用者等へ与える影響等に配慮しまして、この答申におきましても、

いきなり格差をそのまま反映させるのではなくて、段階的に適用する等の措置を講じる必要がある

というふうなされているところでございます。総務省としまして、電話サービスが国民生活

に不可欠でありますし、それからまた、日本全国で公平かつ低廉な料金によって提供されるべきユ

ニバーサルサービスであるということ踏まえまして、具体的な実施に当たりましては、国民の代表である国会の御議論を初め、利用者各層から幅

広く御意見を伺って適切に対処してまいりたいと考えている次第でございます。

○佐藤(勉)委員 いずれにいたしまして、電話料金、サービスは大きな変革期にあるということ

は既に先ほども述べさせていただきました。そこで、N.T.T.東西においても既に電話ネットワーク

に対する投資をとめていると私は伺っております。このような状況にあつて、長期増分費用方式

を使い続けることが本当に必要なのかどうかということとをぜひとも考えていかなければいけない

というふうには私は考えております。そこで、私どもの党でも電気通信調査会という

会がございまして、接続料に関する緊急決議というのを出して、その方針について見直していただ

きたいという方針を立てているところでござい

ます。その辺について、必要な見直しという観点からぜひ答弁をいただきたいと思

います。○遠藤委員長 時間がないから簡潔にやつく

さい。○鍋倉政府参考人 長期増分費用方式につきま

しては、情報通信審議会答申におきましても、長期増分費用方式というものはある前提条件がござ

いますので、その前提条件が、現実が違つてきて前提条件と乖離をするということになる、有効に

機能しなくなる可能性についても指摘をされてお

ります。具体的には何かと申しますと、N.T.T.東西が既存の電話ネットワークに対する新規の投資を今も

う中止をしたという状況がございまして、ところが、長期増分費用方式というのは、最も低廉で効

率

率の設備の投資が持続的に行われるということ

を前提としておりますので、そういった前提が成

り立たなくなるといことが想定されるわけござ

います。したがって、今後どのような算定方法を用

いることが適当かについて検討しまして、必要に

応じて長期増分費用方式の見直しを行つてまい

りたいというふうな考えております。

○佐藤(勉)委員 もう時間ありませんので多く

を

を申し上げませんが、いずれにいたしまして、日

米協議ではなくて対話という話になつておりま

すけれども、こんなものに関して、私はいろいろ

話を聞く必要はないのではないかなというふう

に思つておる一人でございまして、ぜひいろいろ

な面、決議をしていただいて、この件を審議し

ていただきたいとお願いを申し上げます、終わ

らせていただきます。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 民主党の伊藤忠治でございます。

今日は、本委員会接続料問題について委員会

決議が行われることになったと聞いております。

国会が行政に対して見識を明らかに表明するとい

うことは画期的なこととございまして、その持つ

意味は極めて重い、私はこのように認識をいたし

ております。さて、接続料問題についてであります

が、従来の実際費用方式から現在の長期増分費用方式、つ

まりL.R.I.C方式に法律改正されましたその当時

から、私は一貫して国会審議にかかわつてまい

りました一人でございます。

民主党の主張は、接続料問題というのは、回線

を貸す方と貸してもらふ事業者が相対取引で行

う、話し合ひで料金を決めるというのが本来のあ

り方であると思ひます。それを政府が法律で決め

るというやり方は、市場経済の原理からして大変

問題がある、基本的なことはそこに据えなければ

い

けないと思つております。二点目は、L.R.I.C方式

というのは、今も御答弁がございましたとおり、仮想的なモデルに基

づくコストでありまして、投下した資本を回収でき

ない構造的な欠陥を持つ方式である、このことを

当時私たちは何度か強調いたしました。したがつ

て、L.R.I.C方式の導入は、これは収入構造を必

ず悪化させるから反対である、こういう立場を堅

持したわけでございまして。三点目の私たちのスタ

ンスは、適用事業者の所

有するネットワークが市場の大宗を占有している

ということが理由になるとしても、法律でそのこ

とをがんじがらめにするのではなくて、ガイドラ

インで示して、業者にそれぞれ合理的な対応を求

めながら問題の解決を図るべきである、これが三

点目の私たちの一貫した主張でございました。

私たちが一番問題視しましたのは、商品のコス

トを計算するときに投下資本をも回収できないよ

うなコスト計算が果たして世の中にあり得るの

か。ましてや利益率を見込むなんということは、

この方式でいきますと論外でございました。そう

いう商売が成り立つとお思ひですか。メーカーの

例あるいはサービス業の例、いろいろあります

が、これが商売の基本でございまして。このよう

な計算モデルを導入すれば、通信市場がどん

どんと拡大すると、クリームスキミングの事業

者が無数に今、参入しているわけございま

す。回線リセールの業者が、付加価値をつけま

して、無数に参入をしております。ということにな

れば、当然それに比例しまして、N.T.T.の東西

会社の財務内容は悪化の一途をたどらざるを得

ません。そうなれば、めぐりめぐって国家国民の重

要かつ貴重な共有財産である電気通信インフラ

が維持できなくなる、これは私たち、当時も申し上

げました。このことを私たちは一番恐れまし

た。つまり、国民の立場、利用する立場に立つて、

そのことが一番、将来不幸になる、こういう事態

を招来させないために頑張つてきたわけございま

す。当時、日米間におきましては、貿易摩擦の最大

課題として、このN.T.T.東西会社の接続料金に

対する大幅引き下げが、アメリカから日本に対して

強烈に迫られたわけでございまして。アメリカ政府

が、接続料を東西別に算定することが適当であるとし

ております。これは、そもそもN.T.T.を東西に分割

しましたのは、東西において、相互にサービスです

とかあるいは価格ですとか、そういった競争を

させるという趣旨でございましたので、そういった

ことが適当であるとしているものでござい

ます。ただ、そうしますと、接続料における東西別

格差というものがかなりございまして、利用者料

金に反映される可能性が非常に高いということで

ございます。ということで、利用者等へ与える影

響等に配慮しまして、この答申におきましても、

いきなり格差をそのまま反映させるのではなくて、

段階的に適用する等の措置を講じる必要がある

というふうなされているところでござい

ます。総務省としまして、電話サービスが国民生活

に不可欠でありますし、それからまた、日本全国

で公平かつ低廉な料金によって提供されるべきユ

ニバーサルサービスであるということ踏まえ

まして、具体的な実施に当たりましては、国民の代

表である国会の御議論を初め、利用者各層から幅

広く御意見を伺って適切に対処してまいりたいと

考えている次第でございます。

○佐藤(勉)委員 いずれにいたしまして、電話

料金、サービスは大きな変革期にあるということ

は既に先ほども述べさせていただきました。そこ

で、N.T.T.東西においても既に電話ネットワー

クに対する投資をとめていると私は伺つておりま

す。このような状況にあつて、長期増分費用方式

を使い続けることが本当に必要なのかどうかとい

うことをぜひとも考えていかなければいけない

というふうには私は考えております。

そこで、私どもの党でも電気通信調査会という

会がございまして、接続料に関する緊急決議とい

うのを出して、その方針について見直していただ

きたいという方針を立てているところでございま

す。その辺について、必要な見直しという観点

からぜひ答弁をいただきたいと思

います。○遠藤委員長 時間がないから簡潔にや

つください。○鍋倉政府参考人 長期増分費用方式

につきま

しては、情報通信審議会答申におきましても、長

期増分費用方式というものはある前提条件がござ

いますので、その前提条件が、現実が違つてきて

前提条件と乖離をするということになる、有効に

機能しなくなる可能性についても指摘をされてお

ります。具体的には何かと申しますと、N.T.T.東

西が既存の電話ネットワークに対する新規の投資

を今も中止をしたという状況がございまして、と

ころが、長期増分費用方式というのは、最も低廉

で効率の設備の投資が持続的に行われるというこ

を前提としておりますので、そういった前提が成

り立たなくなるといことが想定されるわけござ

います。したがって、今後どのような算定方法を用

いることが適当かについて検討しまして、必要に

応じて長期増分費用方式の見直しを行つてまい

りたいというふうな考えております。

○佐藤(勉)委員 もう時間ありませんので多く

を

を申し上げませんが、いずれにいたしまして、日

米協議ではなくて対話という話になつておりま

すけれども、こんなものに関して、私はいろいろ

話を聞く必要はないのではないかなというふう

に思つておる一人でございまして、ぜひいろいろ

な面、決議をしていただいて、この件を審議し

ていただきたいとお願いを申し上げます、終わ

らせていただきます。ありがとうございます。

○遠藤委員長 次に、伊藤忠治君。

○伊藤(忠)委員 民主党の伊藤忠治でございます。

今日は、本委員会接続料問題について委員会

決議が行われることになったと聞いております。

国会が行政に対して見識を明らかに表明するとい

うことは画期的なこととございまして、その持つ

意味は極めて重い、私はこのように認識をいたし

ております。さて、接続料問題についてであります

が、従来の実際費用方式から現在の長期増分費用方式、つ

まりL.R.I.C方式に法律改正されましたその当時

から、私は一貫して国会審議にかかわつてまい

りました一人でございます。

民主党の主張は、接続料問題というのは、回線

を貸す方と貸してもらふ事業者が相対取引で行

う、話し合ひで料金を決めるというのが本来のあ

り方であると思ひます。それを政府が法律で決め

るというやり方は、市場経済の原理からして大変

問題がある、基本的なことはそこに据えなければ

い

けないと思つております。二点目は、L.R.I.C方式

というのは、今も御答弁がございましたとおり、仮

想的なモデルに基づくコストでありまして、投下

した資本を回収できないという構造的な欠陥を持

つ方式である、このことを当時私たちは何度か

強調いたしました。したがつて、L.R.I.C方式の

導入は、これは収入構造を必ず悪化させるから

反対である、こういう立場を堅持したわけでござ

い

まして。三点目の私たちのスタンスは、適用事業

者の所有するネットワークが市場の大宗を占有し

ているということが理由になるとしても、法律で

そのことをがんじがらめにするのではなくて、

ガイドラインで示して、業者にそれぞれ合理的

な対応を求めながら問題の解決を図るべきであ

る、これが三点目の私たちの一貫した主張でござ

い

ました。私たちが一番問題視しましたのは、商品

のコストを計算するときに投下資本をも回収でき

ないようなコスト計算が果たして世の中にあり

得るのか。ましてや利益率を見込むなんというこ

とは、この方式でいきますと論外でございま

す。そういう商売が成り立つとお思ひですか。メ

ーカーの例あるいはサービス業の例、いろいろあ

ります。これが商売の基本でございまして。この

ような計算モデルを導入すれば、通信市場がど

んどんと拡大すると、クリームスキミングの事

業者が無数に今、参入しているわけございま

す。回線リセールの業者が、付加価値をつけま

して、無数に参入をしております。ということに

なれば、当然それに比例しまして、N.T.T.の東

西会社の財務内容は悪化の一途をたどらざるを

得ません。そうなれば、めぐりめぐって国家国民

の重要なかつ貴重な共有財産である電気通信イン

フラが維持できなくなる、これは私たち、当時

も申し上げました。このことを私たちは一番恐れ

ました。つまり、国民の立場、利用する立場に

立つて、そのことが一番、将来不幸になる、こ

ういう事態を招来させないために頑張つてきた

わけござい

ます。当時、日米間におきましては、貿易摩擦

の最大課題として、このN.T.T.東西会社の接

続料金に対する大幅引き下げが、アメリカから

日本に対して強烈に迫られたわけでございま

す。アメリカ政府が、接続料を東西別に算定

することが適当であるとしております。これは、

そもそもN.T.T.を東西に分割しましたのは、

東西において、相互にサービスですとかある

いは価格ですとか、そういった競争をさせる

という趣旨でございましたので、そういったこ

うことが適当であるとしているものでござ

い

ます。ただ、そうしますと、接続料における東

西別格差というものがかなりございまして、利

用者料金に反映される可能性が非常に高いとい

うことで

ございます。ということで、利用者等へ与える

影響等に配慮しまして、この答申におきま

しても、いきなり格差をそのまま反映させるの

ではなくて、段階的に適用する等の措置を講

じる必要があるというふうなされているところ

でござい

ます。総務省としまして、電話サービスが国民

生活に不可欠でありますし、それからまた、日

本全国で公平かつ低廉な料金によって提供さ

れるべきユニバーサルサービスであるというこ

を踏まえまして、具体的な実施に当たりまし

のUSTRにほとんど押し込まれまして、日本政府はその外圧に屈した。二・五%の大幅引き下げに、結局、同意したわけでございます。

今日、アメリカ国内ではごく限られた一部のエリアでしか実施されていない、アメリカですらLRIC方式というのは限定的な、極めてそのエリアだけなんです。ところが日本では全面実施を迫るといふ、このアメリカ政府の理不尽。これはどう考えたって我々は外圧に屈することはできないよということを主張いたしました。これは自民党の皆さんだって同じスタンスだったわけですよ。日本の政府や当時の郵政省は、アメリカに対して、アメリカもLRIC方式を全面的に採用していただきたいと言っているわけです。ちゃんと項目がございます。言っているわけです。アメリカはそれに対してどう答えたか。今後検討するで終わりますよ。アメリカは、日本がそう言っても、今後検討しますで一蹴された。ところが日本は、全面的に二・五%引き下げたものを、屈しまして、一律に法律でもって、省令でもって実施をしてきたわけでございます。これが主権国家間の対等な交渉と果たして言えるでしょうか。

私は、当時の郵政大臣であられた八代英太先生に迫ったことがございます。もう交渉に出なきゃいかぬというときに、私は迫りました。外圧には絶対屈しないで頑張つてほしい、このように当時の八代郵政大臣に迫ったわけでございます。私、記憶に残っておりますが、答弁として、八代先生はこういう趣旨をおっしゃいました。私は日本を代表する大臣である、気概については負けない、国益を踏まえて懸命に努力をしたい、こういう答弁をいただいたのです。ところが結果は、お役人の全くなされてしまひまして、アメリカのUSTRにやられてしまひまして、だから、そういうことに対して八代先生には今もって無念の気持ちが残っているんじゃないかと私は御推察申し上げておるんです。

ところが、交渉の任に当たった外務省、名前は伏せますが、北朝鮮で男を上げている外務省、そ

れから総務省にも、もうOBになりましたが、交渉の任に当たった責任者は責任をとっていないのですよ。結局、高級官僚というのは全然責任をとらない。国益をこんな損なつても、ちゃんと天下つて、いいところでのほんとしていっているじゃないですか。政治家はそうはいきませんよ。大臣だってそうはいかないわけだ。責任はやはりとらなければいかぬわけよ。

そういう立場にある人が重要な問題を責任を持って決めるということが政治主導なんです。議会の立場はそうだと思うのです。行政というのは、我々が法律をつくって、それを執行していただく、公正に執行するというのが行政の立場であるし、特に高級官僚の皆さんは忠実にやってもらわなきゃ困る、責任もとってくれというのが、一連の特殊法人の改革で与党を含めてこれは議論になりました、大変議論になった、そのことだと私は思っているのです。

それがもう現実こういう痛い目に遭いました、言うならば本家本元のアメリカでは、その後どうなったか。LRIC方式の導入をめぐるまして、これを拒否する事業者との間で裁判が起りまして、現在最高裁で係争中なんです。それで、アメリカの識者やFCCの関係者まで、LRIC方式の導入は大変問題が多いということを公式にコメントしておられて、そういう世論の背景があるものだから、USTRはちよつと声がしほんできているというのが現状なんです。私の情報が間違つておればどうぞ御指摘いただきたいのですが、そういう状況なんです。

だから、アメリカもかつてのような勢いはUSTRにありませんが、しかし、アメリカはそういう国なんです。日本はしっかりとしておかないと大変なことになるぞということを申し上げたかったわけでございます。

今日、IT社会というのは、予想をはるかにしのぐ勢いで進展と変化を見せております。その中でも特徴的なのが、皆さん御承知のとおり、ADSLやIP電話の普及なんだと思うのです。事

電話トラフィックは、今後、激変の一途をたどるでありましょう。皮肉なことに、トラフィックの現況を見ますと、長期増分費用方式ではなくて、長期減分費用方式なんです。これは。

だから、はつきりしておりますように、構造的な欠陥が明らかになりましたから、大臣に手短に答弁いただきたいんですが、このLRIC方式は早期に廃止すべきである、私はこのように申し上げますが、それに対して責任のある答弁をいただきたいと思ひます。

○片山国務大臣 アメリカとの、交渉じゃなくて意見交換は事務的に始まつておりますが、私は、こちらの言い分はちゃんと見え、意見交換なんでも、こつちの国内問題なんだからということば強く言つております。

八代大臣の御苦労もわかりますし、そういうふうな姿勢を貫いてまいりたいと思ひますし、今の点は、先ほど局長が答弁しましたように、情報通信審議会も、これは変わつてくれば考える、こう言つておりますから、審議会が言いますように、有効に機能しない場合には他の方法等について検討したい、こういうふうな考えております。

○遠藤委員長 次に、榎屋敬悟君。

○榎屋委員 公明党の榎屋敬悟でございます。

ただいまの同僚の伊藤先生の長い演説を聞いておりまして、きょうのこの委員会の意義づけが、ほとんど私も理解できたわけでありまして。ありがとうございます。先生の質問を私が成りかわりましてやりたいと思つております。

それで、今回のNTTの接続料の話であります。十五年から二年間の接続料について今から検討するわけでありまして、今、同僚の委員からも話がありましたように、昨今のトラフィックの減少というのは大変なものがある。IP電話であるとかあるいは携帯電話の普及ということが、二年前の状況からまさに大きく変わつてきた。長期増分費用ではなくて減分費用だというお話もありましたけれども、私はあのときも、このLRICの話はよその委員会で聞いてはりましたが、いさ

さか先が見えない、先はどうなるんだろうということ。これは実は私も個人的には思つた一人でありました。

きょうまず伺いたいのは、トラフィックの減少がどういう状況で時系列的に來ているのか、ちよつと御説明をいただいて、議論をもう少し進めたいと思ひます。トラフィックの現状をちよつと御説明いただきたいと思ひます。

○遠藤委員長 持ち時間は十分ですから。

○鍋倉政府参考人 電話のトラフィックでございますけれども、平成十二年度までは一貫して増加をしてきましたけれども、十三年度には一転して減少ということで、対前年度比で、通信時間でございますが、トータルで約一〇%減少しております。これは十四年度に入りまして、今度は月で比べますけれども、対前年同月比で一〇%を超える減少が続いている状況でございます。

○榎屋委員 まさに二年前には想定できなかった数字、この傾向かもしれません。しかし、私は、これから先を考えるときには、やはり今回の一連の流れはよくよく踏まえなきゃならぬな、こういうふうな思つております。

問題は、これから先を考える場合に、入力値をどうするかということになるわけでありまして、実際に実績のトラフィックでいくのか、予測値でいくのか。これは十二年から下がり始めたということですが、今後、これからの傾向を予測するということとは可能なかどうか、まず理論的な、理屈の話だけ聞かせていただきたいと思います。

○鍋倉政府参考人 情報通信審議会の答申でも、信頼性のある予測が可能な場合には予測トラフィックを用いることが適当というふうには答申がされておりますが、現在、それを受けまして、私も総務省の中で研究会、それからその下には関係の事業者、電気通信事業者でございますけれども、これも参加をしていただく作業グループをつくつておまして、ここで予測トラフィックの作成を行つておるところでございます。

具体的には、最近発生している、あるいは今後発生するであろう事象、例えば、議論になりましたADSLとかIP電話でございますが、そういった影響をどのように考慮するのかといったような課題もありますけれども、過去のトラフィックのデータですとかあるいは市場の構造変化も加味しながら、トラフィックの推計の数式を構築するように今努力をしているところでございます。

○榎屋委員 努力をして本当に出るかどうかなんです、そこもちょっと気にはなるところであります。

いずれにしても、それはトラフィックが減少する中で、コストをトラフィックで割るという今のやり方でいきますと、全体としては接続料はどのくらい高くなるかを得ない。その高くなる部分をどこが負担するかという悩ましい事態であるわけでありまして、もちろん、利用者にはね返すということとはなかなか困難なことでもありますから、どこが負担するかというのはもうそれほど選択肢がたくさんあるわけではないわけでありまして、そこは私は冷静に議論をしなきゃならぬな、こういうふうな思っているんです。

答申を見ますと、接続料については東西別にモデル算定値を適用することが最善の方法、こう書いてあるわけですが、これは東西別でいいのかどうか。この答申で東西別にモデル算定値を適用することが最善の方法というふうに書いてありますが、その心といえますか、背景を御説明いただきたいというふうに思います。

○鍋倉政府参考人 これは、平成十一年の七月にNTTを東西に分けたときの趣旨が、東西間で価格あるいは料金、それからサービスですとか、そういったものを競争させるといことが一つの趣旨でございましたので、そういう面から見ますと、東西別にモデル算定値を適用して競争させるという観点からすれば、それが最善の方法という、そういう答申の中身だろうと思います。

○榎屋委員 淡々とお答えになりましたけれども、ここも悩ましい話でして、先ほどから議論が

出ていますように、経緯はともかくも、東西に分けた以上は東西でそれぞれ設定されるということも、これは一つの、答申が示しているように、今の理由のようなこともあるわけでありまして、これも悩ましい話だなと私どもは党内で議論するときに実は感じた次第であります。

最後に、大臣にお話を伺いたいんですが、さっきから言っていますように、一つはトラフィックが下がっている、必然的に接続料が上がる、この上がる部分をどこが負担するのか。ただ、その負担をするときに、先ほどの委員の御主張にありましたように、やはり我が国のユニバーサルサービスを確保するという観点でそこは整理しなきゃいかぬ部分も確かにあるだろうというふうに我々も思います。しかし、NTTを考えたときに、東西分かれたNTTの姿、これからこれをどうしていくのかということもあるわけでありまして。

これからの新しい接続料金の設定のあり方について、大臣、最後にお伺いしたいんですが、二十世紀のこれからの電子通信の時代、やはり相当これから先を見越した上で、物すごい速さで進んでおりますからなかなか難しいのかもしれないんですが、二年後にこういう議論をしなきゃならぬような、これは算式方法というのはいつのルールでありますから、ルールそのものを二年後に考えなきゃいかぬというのは実にある意味ではだらしない話でもあるわけでありまして。これはよほど、NTTの皆さんにもあるいは通信業者の皆さんにもよくよく、これから先の電子通信のインフラ整備をどう考えていくのか、利用者の動向等も踏まえて、私は、あるべき利用料算定の方法をこれは本

当に本気で考えなきゃならぬなと。ルールづくりはそんなに変えてはならぬ、ルールは変えてはならぬというのが私の基本的な信念でありますけれども、大臣、これからのお取り組みをお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 榎屋委員言われるとおり、こういうふうな状況になってくるということはその当時の確に予想したかどうか、私はそうではなかつ

たのではないかと、こう思います。しかし、今の状況の中で、審議会の答申もありますし、やはりそれが現実と乖離していく、大変問題が指摘されるというようなことになると、これは困るわけでございますので、少し腰を据えて、中期的ないろいろな予測の上に立って、どういう方式が最も適当か、これは十分検討に値するな、こう思っております。

審議会が東西を別々にするというのはこれも一つの意見なんです、分けたんですから分けたものがないままでも同じじゃ。しかし、そうはいってもユニバーサルサービスですから、これは大変大きな影響を与えますし、今、分けるな、同じにしなという陳情が相次いでいるんですよ。特に西の方です、高くなるおそれを、そう思われているんだらうと思えますけれども、そこで、我々としてはどうするかは、国会の御議論を中心に幅広い意見を聞いて、このことについての結論を得たい、こういうふうな思っております。

○榎屋委員 大臣も、ITには殊のほか造詣が深いと思います。これから二十一世紀、ITがどれだけ進もうとも、今NTTが有しているインフラ、これはやはり利用する、利用せざるを得ないわけでありまして、少し先を見通して、しっかりと政府においても議論していただくことをお願いいたします、質問を終わりたいと思います。

○遠藤委員長 次に、黄川田徹君。

○黄川田委員 自由党の黄川田徹であります。

各委員さんからお話しのとおり、ADSLの台頭やあるいはまたIP電話のサービスの開始等によりまして、ここ二、三年、電気通信事業の競争環境は大きく変化していると思っております。この中であって、公正な競争環境を育成すること、これはますます重要なこととなっていると思っております。

市場の支配力を有する事業者と新規参入事業者の公正な競争条件を確保するための競争政策につきましては、「IT革命を推進するための電気通

信事業における競争政策の在り方についての最終答申」、情報通信審議会の平成十四年八月答申にもあるとおり、NTTに資本分離等を求める構造的競争政策と、そしてまたネットワークの開放等を求める非構造的競争政策、この二つがあるということでありまして。当面はこの非構造的競争政策を推進することが重要でありますけれども、十分な進展が見られない場合には、NTTの完全資本分離や、あるいはまた道路公団や電力会社の設備の保有と利用の水平分離の検討等にも見られるとおり、構造的競争政策もこれまた考えてみる必要があるわけでありまして。

そこで、この非構造的な競争政策の中心的役割が期待される接続ルールについてでありますけれども、NTTの接続料算定に長期増分費用方式を導入したことによりまして、競争の進展にどのような影響を与えたのか、まず総務大臣の見解をお尋ねしたいと思っております。

○片山国務大臣 既に御議論いただいてありますが、接続料につきましては、平成十二年度に長期増分費用方式が導入された。これによりまして、長距離系の事業者が市内電話に参入をしまして、競争が促進されて、先ほども申し上げましたが、市内通話料金が下がった。こういう意味では、この方式は競争を進展させた、こういうことで、一定の成果があったと、これは御議論ありますけれども、私はそう考えておりますが、今のこの状況変化の中で、今後どうかはまた別の議論だな、こういうふうに思っております。

○黄川田委員 導入の効果があつたということでありますけれども、この接続料の変更に伴い料金政策がこれまた変わってくるという場合には、パブリックコメントなど国民の声を広く聞くということ、そしてまた激変緩和、こういうものに段階的に取り組んで実施していただきたい、そう思っております。

そしてまた、構造的競争政策についてでありますけれども、これについては、昨年六月、竹中大臣は、IT分野の強化にはNTTのあり方の抜本

的な見直しを避けて通れず、NTTの完全分割などで競争政策を推進する考えを表明しております。また一方、総合規制改革会議の宮内議長は、ことし七月、中間答申の取りまとめの際、NTT内の競争促進を求めて、グループ各社の独立性を高める考えを示唆しております。

そこで質問でありますけれども、持ち株会社のNTTコム及びドコモに対する出資の比率の引き下げ等についてまとめましたNTTの自主的実施計画に關しまして、先月、その進捗状況について総務省に報告されたと聞いておりますけれども、これについての総務大臣の所感を尋ねたいと思います。

○片山国務大臣 十月二十九日に、NTTから進捗状況として、出資比率の問題に關しては、現時点では大幅な出資比率の引き下げを検討することは困難な情勢にあると考えており、この問題については今後引き続き状況を見つつ検討していく、こういう報告があったわけでありまして。

そこで、これを受けて私どもの方では、三十日に、出資比率の問題については、事業経営上の必要性、株式市況の動向等を総合的に勘案することとしており、これらの条件を整えば引き下げの方で対処されたいとの要請をNTTに対して行いました。

株価が低迷しておりますし、経営状況は御承知のようなこととございまして、我々もNTTの御意向も十分わかるものですから、我々としては、引き続き引き下げの方で検討して対応してほしい、こういうことを注文いたしました次第でございます。

○黄川田委員 残り時間も少なくなつてまいりました。

それでは、NTTが最近発表いたしました二〇〇二年の中間連結決算は、一九九五年の旧電電公社発足以来、初の減収減益となつたところであります。競争激化で固定電話の収益が減少していることは、これはこれで理解することができるところでありますけれども、ISDNにこだわり過ぎま

して、ADSL事業に乗りおくれるなど、通信市場が飽和する中で、新規事業の柱が見えてこなかったのではないかと私は思っております。そこで、NTT東西各社が、今後、ブロードバンドを主体にどう新規事業の展開を図るかの中長期的な戦略を再構築する必要があるのではないかと思っております。

そのような中であつて、昨年、NTT法の改正によりまして、この規制の緩和によりまして、公正競争の確保に支障を及ぼさない範囲で、NTT東西は認可を受けて都道府県の地域通信業務を超えて県間サービスを行うことが可能となつたわけでありまして。

そこで質問でありますけれども、NTT東日本、西日本の両社は、この県間通信に進出するため、去る十一月二十二日、総務省に認可申請を行ったとの報道があります。それによりまして、NTT東西はどのような新しい事業展開が可能になり、そしてその結果、収益性にどの程度貢献できると期待されるのか、総務省にお尋ねしたいと思います。

○鍋倉政府参考人 先生今御指摘がございましたように、十一月二十二日に、NTT東西から、インターネットアクセスの足回り回線サービス等として提供していただきますフレッツサービスにつきまして、県内に限らず、県境を越えて提供したいという認可申請があつたところでございます。この認可の適否につきましては、法令に則して判断していくということになるわけでございますが、仮に東西が申請のあつた業務を実施するということになりまして、インターネットサービスプロバイダーのバックボーン回線の集約化等の効果が期待できるといふふうに考えております。

また、収益でございまして、これはちよつと答えになるかどうかあれですが、NTT東西の収益への効果につきましては、東西として収益があるとの判断に基づいて認可申請を行ったということであると考えております。

私どもとしては、これからこの業務を行うこと

がNTT東西の地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないかどうかということを含めて、今現在審査をしているところでございしますが、近く、もう近々でございまして、パブコメを招請する予定にしております。

○黄川田委員 お話のとおり、収益性への定量的な貢献度、これは難しいと思ひますけれども、このような県間通信で新規サービスを開始することによりまして、NTT東西、特に西日本の収益性が改善されまして、接続料の格差が解消されるようなことになればと期待しておるところであります。

最後に、要望になります。

私も、規制緩和あるいは規制撤廃、競争社会ということ等を我が党も基本的に推し進めるわけでありまして、また一方、私の地元のような地方の高齢社会の中にあつては、固定電話が重要なライフラインであるといふようなことにもなつております。そこで、九月の情報通信審議会答申では、接続料の引き下げが大幅な場合は、基本料金の値上げの可能性を示唆しているようでありまして、接続料の算定に当たっては基本料金の値上げにつながらないよう強く要望しまして、終わりにいたします。

○遠藤委員長 次は、矢島恒夫君。

○矢島委員 日本共産党の矢島恒夫でございます。

今回の接続料金改定に当たつて最大の問題というのは、やはり、先ほど来各同僚委員から質問がおりますように、接続料金を東西別にすべきという答申がなされたという問題だらうと思ひます。

総務省からいただいた資料によりますと、東西の接続料金の格差は三〇％になる。それだけじゃなくて、NTT西日本の接続料金は、加入者交換機で十四年度の四・五〇円が四・七五円、それから中継交換機は四・七八円が五・九五円と、いずれも値上げになっているわけですね。

るんですけども、これによつてユーザー料金の値上げというのは起こらないか。つまり、段階的に適用という答弁を局長先ほどされました。答申にもそう出ています。総務省としては幅広く国会やその他有識者の意見を聞いて適切に対処する、こういう答弁であつたわけですね。そこで、この接続料金の値上げということがユーザーの料金の値上げにはつながらないと言へるのかどうか、そう言えないのか、その辺をはつきり答えてください。

○鍋倉政府参考人 先生が今おっしゃいましたように、仮に東西別に接続料を算定しますと、このモデルを用いますと約三〇％の格差が生じるといふこととございまして。この格差を利用者料金にどのように反映させるかというのは、基本的には各事業者の経営判断だろうと思ひます。ただ、東西いずれかの地域のみで事業を行っている事業者の場合には、この利用者料金に転嫁といひますか、反映させる可能性がやはり強いんじゃないかなといふふうに思ひます。

ということで、西日本エリアにおいては、利用者料金が値上げされる可能性は否定できないといふふうに思ひます。

○矢島委員 八月に出された今回の答申の最初の案を読みますと、接続料金の東西格差について、こんなふうな答申がなされていると思ひます。東西別の接続料金設定は行わず、引き続き全国均一料金の接続料金とすることが適当と判断したと。しかし、この判断について、この草案をまとめたところの醍醐教授は、三〇％という格差が果たして現在のデフレ経済のもとで、また関西地域の経済活動が最近非常に厳しい状況にあると言われる中で、そういった関西圏での社会的合意が得られるかということもやはり審議会として考えなければならぬ、このように述べております。そして、大阪の消費者団体である全大阪消費者団体連絡会も、東西別の接続料金の設定は行わず、全国均一の接続料金を将来にわたつて堅持すべき、これはパブリックコメントですけれども、この草案

に寄せています。

そこで、東西で三〇%の格差、西の地域においてはユーザ料金値上げにつながりかねないこの東西別接続料金について、社会的なコンセンサスは得られていないと私は思うんですが、社会的コンセンサスがある、このようにお考えかどうか。局長、どうですか。

〔委員長退席、林(幹)委員長代理着席〕

○鍋倉政府参考人 私どもとしては、この答申を受けまして、繰り返しになりますけれども、東西の格差ができるということは非常に大きな影響を与えますので、広く御意見を伺って、それは国会の審議も当然尊重させていただかなければいけないことでありますし、それから、大臣もちょっと御答弁いただきましたけれども、今既に、消費者団体ですとか、あるいは経済団体ですとか、地方公共団体ですとか、地方議会ですとか、そういったところからの要望も出ておりますし、そういったこと。あるいは、実際にこれを、仮に東西別というようなことをやることになりま

す、省令改正ですとか、あるいは東西からの約款申請ということになります。これにつきまして、パブリックコメントを求めて、広く国民の意見を聞かなければいけないという問題もござい

ます。そういったことを加味しながら、私どもは判断をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

○矢島委員 実際に社会的コンセンサスというのなら、やはり消費者、利用者、こういう声を最大限に尊重すべきであらうと私は思います。

読売新聞が、「西高東低」には問題が多すぎる」という社説を載せております。「西高東低」が定着した時、西日本経済が受ける打撃は大きなものになる。こういう社説です。私どもは、ユニバーサルサービスに東西格差は認められないとして、分割そのものに反対してまいりました。東西料金格差に対する社会的なコンセンサスが今なお存在しないということは、分割そのものが失

敗なんだということの意味している。

そして、この間、先ほど来IP電話の問題、データ通信の問題、出てまいりました。固定電話からADSLの加入者数は爆発的に増加している。先ほど、平成十三年、どういふふうなトラフィックが変化しているかということについて局長が、通信時間については前年度比で二一%ぐら

い減ですか、通信回数については十三年度という状況にあるか、お答えいただけますか。

○鍋倉政府参考人 済みません。回線数につきましては、ちよつと今調べます。

○矢島委員 どういう状況にあるかということについてお聞きするということでしたので、後で調べてお答えいただければいいかと思ひます。

いづれにしろ、先ほどの局長の答弁でも、二〇〇一年、いわゆる平成十三年、大幅に下がる、さらに今年度も一〇%を超えるマイナスではないか、顕著に減少していると言ひました。総トラフィックが減少するときには、長期増分費用方式でコストを低目に算定したとしても接続料金は値上がりせざるを得ない。しかも、技術の動向を見ますと、まさに交換機からIP電話、こう進んでいるわけでありま

す。総トラフィックの減少というのは一時的な現象ではない、こういうことが言えると思ひます。

先日、NTTの宮津前社長は、NTT東西とNTTコム

の音声収入は三年後に合計一兆円減少する、こういうことを新聞に書いておりました。また、KDDIの小野寺社長は、二〇〇五年には音声トラフィックの四ないし五割がIP電話に移る、こういうことも言っておりました。

結局、交換機などのコストを前提とする長期増分費用方式、こういうやり方は、交換機を必要とする通信が減少していくことを想定していない。だから、我が党としては、架空の料金算定方式である長期増分費用方式そのものに最初から反対してまいりました。まさにその前提が崩れている、こういう事態の中で、この方式というのは見直し、廃止されるべきだと私どもは考えておりま

す。

そこで、最後になりますが、まさにこのIP電話の利用というのは、ADSLや光ファイバーが利用できる都市部や企業から普及した。その分、固定電話のトラフィックが減少する。そうなれば固定電話は、接続料金に限らず、通話時間そのものの単位コストが上昇し、ユニバーサルサービスの根幹である固定電話料金の値上がりや、あるいは保守のサービスが後退する危険性があると私は思うわけです。

そこで、固定電話からデータ通信あるいはIP電話へと移行する現状に際して、破綻したNTTの東西分割やあるいは長期増分費用方式、これを見直して、全体としてユニバーサルサービスをどう確保していくのかという点、つまり、電気通信政策のユニバーサルサービスをいかに確保するかということ

を基本に据えるべきだということのように私は思うんですが、大臣、何かお考えがありましたら。

〔林(幹)委員長代理退席、委員長着席〕

○片山国務大臣 この東西の別料金については、局長も答えましたように、私も答えましたように、大変各界から、考え直せ、こういうことでございまして、あれは審議会の答申ですから、どうやるかはこれから我々が国会を中心に十分御意見を聞きながら決めてまいりたい、こういうふうに答えております。

今の委員の御指摘は、もうまさにとうとうたるIP電話化ですよ。こういう中で、やはりユニバーサルサービスというものをもう一遍抜本的に見直すということ、私も近々どうしても必要になるんじゃないかと思っております。

○遠藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。若干の質問をいたします。

まず、今年九月、情報通信審議会は、二〇〇三年度からのNTT東西地域会社の通信回線接続料について、東西格差をつけるのが妥当と答申した

しました。これについて、片山大臣は新聞のインタビューに答えまして、「両論がある。なぜ東と西が別かという考えもあるし、競争政策だから違うのが当たり前という意見もある。審議会の意見は承ったので、これから検討していく」また「同じでなければいかん」というのであれば、競争政策をやるということになる。エンドユーザへの影響もあり、事務局もそのところを一生懸命議論している」と述べていますが、大臣としての答申に対する見解をまず聞いておきます。

また、金澤事務次官は記者会見で、情報通信審議会がNTT接続料を東西別に設定するよう答申したことについて、加入電話の利用者料金にも深くかわるのであり、具体的実施に当たっては、関係事業者だけでなく、利用者からも広く意見を聞いて対処したいと述べておりますが、どのような手順で国民利用者の声を反映させるのか、総務省としての具体的考えを聞いておきたい。

○片山国務大臣 重野委員御指摘がありました

が、マスコミとのインタビューで、私は、今委員が言われたようなことをお答えさせていただきま

既に公式、非公式、いろいろな意見が寄せられておりますので、ぜひそれを参考にして考えてまいりたいと思っております。

金澤次官のめは、局長の方から答弁させていただきます。

○鍋倉政府参考人 今、大臣が御答弁になりましたように、当然この国会での御議論をまず尊重させていただきます。それから、これもタブリますけれども、いろいろな団体、地方公共団体ですとか地方議会ですとか、各種団体から意見が寄せられております。これも参考にさせていただくということでございます。

それ以外に、もし仮にどちらかの結論とか、どちらかの方向で、例えば省令改正をするとか、あるいはNTT東西の契約約款の変更が出てまいりますれば、両方ともパブコメをかけなければいけない問題でございまして、そこで広く国民の方々の意見を聞いて、またそれを参考にして対処していきたいということでございます。

○重野委員 次に、NTT東西会社のコストにはかなりはつきりした格差が存在するのは事実であります。東西別接続料の設定について考慮すべきことは、モデル試算結果がありながら全国均一料金を維持した場合には、NTT西日本がモデル試算以上の効率化を迫られる一方で、NTT東日本は制度的に超過利益を得ることになるという問題であります。

長期増分費用モデルも両社別々に算定し、両社に異なる接続料金を認め、その上で全国均一料金制の維持が必要というのであれば、それに要するコストをどの範囲でだれが負担するのか、明確にして実施すべきという選択もあるのではないかと申すのですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○鍋倉政府参考人 確かに御指摘のとおり、均一の接続料としますと、経営状況のより悪い西日本にとって、本来のコストよりも厳しい水準ということになるわけでございます。

ですから、もし仮に均一料金ということに結論がなった場合には、当事者、これはNTTグループ、NTT東西を含む、持ち株も含めての話でございまして、当事者の要望も踏まえて、先生が言われるような何らかの費用負担の方法というような措置について、今後検討していく必要も生じてくるものというふうに考えております。

○重野委員 接続料は適用期間内の予測トラフィックで算定するのが最も望ましい、この情報通信審議会の接続料見直しの答申を受けて、NTT接続料の算定に使う二〇〇三、二〇〇四年度のトラフィックの予測値を定めるため、学識経験者で構成する研究会が総務省に設置されております。予測値をどう確定するかが焦点となるわけですが、総務省は研究会の成果を非公開としたいということが言われています。また、新電電側からも、長期増分費用算定のもととなるトラフィック量については試算数値を使うことを提言していたが、だれが予測するのかと、恣意性の介入に対する疑問が出されていると聞いています。

個別企業の経営関連データは除くとしても、検討の成果を公表しなければ信頼性のある予測かどうかを判断できなくなる懸念が生じてまいります。オープンな議論をすべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○鍋倉政府参考人 予測トラフィックについて恣意性を排除して中立的に検討するということは当然のことでございます。今、研究会において検討中でございますが、先ほどもちよつと御答弁申し上げましたけれども、研究会のもとで作業グループには各事業者も入っているという形でやっておりますが、なおこの研究結果がまとまりました場合には、先生今御指摘のとおり、個別企業の経営データというのはちよつと差し控えていただきますけれども、それ以外のものは公表するということにはしたいと思っております。

○重野委員 最後に、過去十数年の我が国の通信政策は、余りにもアメリカの後追い過ぎたのではないかとこのように考えるわけですか。

日本は、一九八五年の電電公社の民営化後、一九八四年のAT&T分割の後追い、ほとんど十年間を民営化されたNTTの分割論議に明け暮れてきた、このように言えます。その後アメリカでは、分割とは逆の、新しい買収、合併の動きが顕著になってきました。また、相互接続料の引き下げ問題も事実上決着して、今ではむしろ逆の動きが出ています。しかし我が国は、アメリカの後追いをし、旧来の電話サービスを前提とした相互接続料の引き下げ問題やネットワーク要素の開放問題を議論しています。しかも、長期増分費用方式の導入問題については、一昨年四月の通信委員会での国会としての意思は明確にされているのではないかと申すのです。

今の日本が必要としているのは、アメリカの政策の後追いではなく、アメリカがなし遂げた結果を見て、どうすれば日本のさらによい状態を実現できるかを考えてみる必要があるのではないかと。日本独自の通信政策についての考え方を公開してください。

○片山国務大臣 今まで国際交渉ではいろいろな難しいこともありまして、いろいろな見方、御意見があると思えますけれども、我々は国益第一でございまして、日本の立場をはつきり言う、そういうことで今後とも通信政策についても臨みたい、こういうふうになっております。

○遠藤委員長 この際、林幹雄君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六派共同提案による接続料等に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。後藤斎君。この際、接続料等に関する件につきまして、決議をいたしたいと存じます。本件につきましては、理事会等におきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自

由党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の六党派で協議が調い、お手元に配付してあります文案がまとまりました。案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

接続料等に関する件(案)

一 国民生活に不可欠な基礎的な通信手段というユニバーサルサービスの主旨に鑑み、NTTの接続料については平成十五年以降も引き続き東西均一を維持し、ユーザ料金に地域格差を生じることがないよう適切な措置を講ずること。

二 基本料金の値上げは電話利用の少ない利用者に対し相対的に大きな負担を強いるものであり、接続料の算定に当たっては基本料金値上げにつながらない方式を採用すること。

三 昨今の急激な一般電話通話量の減少という事態を踏まえ、仮定と予測に基づいてコストを算出する長期増分費用方式と現実の乖離を最大限抑えるべく、各種入力値は適切に算定するなど、消費者の利益に資するために適切な措置を講ずること。

四 接続料の算定に用いている長期増分費用方式については、実際の投下資本の回収、ユニバーサルサービスの確保やブロードバンドネットワークの構築に向けた電気通信事業者の設備投資意欲を考慮し、早期廃止に向けあべき接続料の算定方式を検討すること。

五 接続料についての日米意見交換に当たって、政府は以上の立場を堅持し、国益最優先の立場で取組むこと。右決議する。以上であります。何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○遠藤委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○遠藤委員長 起立総員。よって、本動議のとおり接続料等に関する件を本委員会の決議とするに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。片山総務大臣。

○片山国務大臣 我が国の電気通信分野においては、現在、ADSLが急激な普及を遂げるなど、ブロードバンドの進展が著しい状況にあります。他方、一般の電話サービスについても、引き続き国民生活に不可欠であり、また各種ビジネスの基盤として重要な役割を担っております。この電話の通話料金については、接続料が長期増分費用方式の導入によって引き下げられたこと等から、近年著しく低廉化され、利用者利便を増進してきているところであります。

現在、接続料の見直しを行っているところであります。電話サービスが引き続き公平かつ低廉な料金で国民に提供されるよう、ただいまの御趣旨をも踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○遠藤委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議についての議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○遠藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○遠藤委員長 次に、第百五十四回国会、内閣提出、参議院送付、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

臣。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○片山国務大臣 ただいま議題となりました行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案等三法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、昨年三月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき作成された「e-Japan」重点計画において、行政手続のオンライン化に伴う法令の見直し等を行うものとされたことを受けて立案し、このたび御提案することとしたものであります。その目的は、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等の行政手続等に関する、情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電子政府及び電子自治体の実現に向けて、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することとしております。

この法律案の要点は、第一に、行政機関等は、行政手続等のうち他の法令の規定により書面により行うこととしているものについては、手続の性質等により電子情報処理組織の使用にないものと考えられる法律上の行政手続等を除き、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとしております。

第二に、行政手続等における情報通信技術の利

用の推進を図るため、国は、情報システムの整備等に関し必要な措置を講じよう努めなければならないこと、地方公共団体は、情報システムの整備及び条例等に基づく行政手続について必要な措置を講じよう努めなければならないこととしております。

引き続きまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、既に電子情報処理組織による手続等について規定整備を行っている法律と、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律との適用関係を整理するとともに、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合の手数料の納付の特例規定、オンライン化に伴う手続の簡素化の規定、歳入または歳出の電子化のための所要の規定等を整備するものでございます。

最後に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、行政手続のオンライン化に際して必要な署名及び押印にかかわる本人確認の手段を、地理的条件等による利用格差が生じないよう提供するために、市町村と都道府県とが連携して実施する高度な個人認証サービスの構築に関する所要の措置を講じようとするものであります。

この法律案の要点は、第一に、住民基本台帳に記録されている者は、市町村の窓口において、都道府県知事の発行する電子証明書の提供を受けることができることと、都道府県知事は、電子証明書等の通知を受理した行政機関等からの求めに応じ、当該電子証明書の失効情報を提供することとしております。

第二に、本法案により構築される制度の運営に当たりましては、取り扱う利用者の個人情報につき、目的外利用の禁止及び関係職員等の秘密保持義務等、適切な措置を講じ、厳重に保護するとともに、都道府県知事は総務大臣の指定する法人に電子証明書の発行に係る電子計算機処理等の事務

を委任することができることとしております。

第三に、総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めることとするほか、認証業務等の実施について必要な技術的基準を定めることとしております。

以上が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案等三法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○遠藤委員長 これにて各案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二月三日火曜日午後零時五十分理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十一分散会

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律案

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

〔目的〕

第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

〔定義〕

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれ

る機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもののハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

二 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

ホ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

へ 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

ト ニからへまでに掲げる者（へに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯罪事件に關する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に當たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

八 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第三条 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えら

れたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等をするものとして行われるものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつて当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等をするものとして行われるものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めらるものをもつて当該署名等に代えさせることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第五条 行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第六条 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、行政機関等は、当該作成等に関する他の法令の規定により署名等をするものとして行われるものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めらるものをもつて当該署名等に代えさせることができる。

（適用除外）

第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。

（国の手続等に係る情報システムの整備等）

第八条 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、情

報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第九条 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第十条 行政機関等(第二条第二号ハに掲げるものの(次条において「地方公共団体等」という。)を除く)は、少なくとも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 総務大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その

概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第十一条 地方公共団体等は、当該地方公共団体等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(主務省令)

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、国家公安委員会、公正取引委員会、公害等調整委員会、司法試験管理委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会等の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表(第七條関係)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項(これらの規定を第二百九十一条の六第一項において準用する場合を含む。)並びに第二百九十一条の六第二項	第三条
第七十四条の二第二項(第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十一条第三項)	第五条

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)	第五條第二項及び第四項並びに第十條の二第三項	第四條
古物営業法(昭和二十四年法律第二百八号)	第五條第二項及び第四項	第四條
犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)	第三十二條、第三十八條第二項及び第五十條第一項 第三十二條及び第三十八條第二項	第三條
漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)	第九十四條第一項において準用する公職選挙法第八十六條の四第一項、第二項及び第五項	第三條
公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)	第三十條の五第一項、第八十六條第一項から第三項まで、第八項及び第九項、第八十六條の二第一項、第七項、第九項及び第十項(同条第七項、第九項及び第十項については、第八十六條の三第二項において準用する場合を含む。)、第八十六條の三第一項、第八十六條の四第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項、第八十六條の五第一項、第四項及び第七項、第八十六條の六第一項、第二項、第五項、第八項及び第九項、第八十六條の七第一項及び第五項、第九十八條第二項及び第三項、第九十九條の二第二項及び第四項、第二百十二條並びに第二百六十八條第一項から第三項まで	第三條
電波法(昭和二十五年法律第二百三十一号)	第三十條の六第三項並びに第二百五條第一項及び第二項 第十四條第一項(第六條第一項第四号の船舶地球局及び航空機地球局、同条第三項の船舶局並びに同条第四項の航空機地球局の免許状を交付する場合に限る。)	第四條
火薬類取締法(昭和二十五年法律第二百四十九号)	第十九條第一項及び第五十條の二第一項の規定により読み替えられる第十七條第四項	第四條
質屋営業法(昭和二十五年法律第二百五十八号)	第八條第一項及び第四項	第四條
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	第十六條の二第二項(第六百一十條第六項、第七百十條第二十一條第二項及び第七百一十條の五十六條第六項において準	第四條

農業委員会等に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号)	用する場合を含む。 第十一条において準用する公職選挙法第八十六条の四 第一項、第二項及び第五項	第三条
旅券法(昭和二十六年法律第 二百六十七号)	第三条第一項(都道府県知事を経由して行う申請に係 る部分を除く。)、第四条第一項(領事官に対する請求 に係る部分に限る。)、第八条第一項及び第二項(同条 第二項については、領事官に対する請求に係る部分に 限る。)、第九条第一項ただし書(都道府県知事を経由 して行う申請に係る部分を除く。)、第十条第一項及び 第二項(同条第二項については、領事官に対する請求 に係る部分に限る。)、第十二条第一項(都道府県知事 を経由して行う申請に係る部分を除く。)、及び第二項(領 事官に対する請求に係る部分に限る。))並びに第十九条 の三第二項	第三条
出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十 九号)	第七条第一項及び第四項(これらの規定を第八条第三 項、第九条第四項、第十条第三項及び第十二条第三項 において準用する場合を含む。))並びに第十九条の三第 三項 第十一条第一項、第四十九条第一項及び第六十一条の 二の四	第四条 第三条
	第七条の二第一項、第十三条第二項及び第六項、第十 六条第三項、第十七条第二項、第十八条第三項、第十 八条の二第二項、第十九条の二第一項、第二十条第四 項(第二十一条の二第三項(第二十二条の三において準 用する場合を含む。))において準用する場合を含む。、 第二十一条第四項、第二十二条第三項(第二十二条の 二第四項(第二十二条の三において準用する場合を含 む。))において準用する場合を含む。、第二十六条第二 項、第三十七条第一項、第三十九条第二項、第四十七 条第二項、第四十九条第五項(第六十三条第一項にお いて準用する場合を含む。)、第五十五条第二項、第六 十一条の二第三項並びに第六十一条の二の六第一項 第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十八条第一 項、第四十五条第二項及び第四十八条第四項	第四条 第三条 第六条

外国人登録法(昭和二十七年 法律第二百二十五号)	第三条第一項、第六条第一項、第六条の二第一項及び 第二項、第七条第一項、第八条第一項及び第二項、第 九条第一項及び第二項、第九条の二第一項、第九条の 三第一項並びに第十一条第一項 第五条第一項及び第二項(同条第二項については、第 六条第五項、第六条の二第六項、第七条第五項及び第 十一条第五項において準用する場合を含む。)、第六条 第四項、第六条の二第五項、第七条第四項、第八条第 三項、第八条の二第二号及び第三号、第九条第三項、 第九条の二第二項、第九条の三第二項、第十条の二第 三項並びに第十一条第四項 第十三条第一項	第三条 第四条 第六条
売春防止法(昭和三十一年法 律第百十八号)	第二十五条第三項において準用する犯罪者予防更生法 第三十二条及び第二十八条第二項において準用する同 法第五十条第一項 第二十一条第一項、第二十五条第三項において準用す る犯罪者予防更生法第三十二条及び第二十七条第四項 第八条第一項	第三条 第四条 第三条
地方教育行政の組織及び運営 に関する法律(昭和三十一年 法律第百六十二号)	第八条第二項において準用する地方自治法第八十六条 第四項において準用する同法第七十四条の二第二項 第五十九条の二第五項	第五条 第四条
核原料物質、核燃料物質及び 原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十 六号)	第四条の二第二項(第五条の四第三項、第七条の三第 三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項にお いて準用する場合を含む。)	第三条
銃砲刀剣類所持等取締法(昭 和三十三年法律第六号)	第七条第一項、第九条の五第二項、第九条の十第二項	第四条

婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号)	第十六条第二項	及び第十五条第二項	第四條
国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七十七号)	第六十七條第四項において準用する国税通則法第五十五條第二項並びに第四百四十六條第二項及び第三項		第四條
道路交通法(昭和三十五年法律第五百五号)	第八十九條第一項、第一百條の二第五項、第一百條第一項及び第七十七條の七第二項		第三條
	第八條第三項、第五十八條第一項、第五十八條の三第二項、第五十九條第三項、第六十三條第三項及び第四項、第七十五條第九項(第七十五條の二第二項において準用する場合を含む。)、第七十八條第三項、第九十九條第二項、第九十九條第三項及び第二項、第九十九條の二第四項、第九十九條の三第四項、第一百條第三項及び第五項、第一百條の二第三項、第一百條の三第三項(第七十七條の五第十項において準用する場合を含む。)、第七十四條の四第六項、第七十七條第二項、第七十七條の七第三項、第九十九條第一項並びに第二百一十六條第一項及び第四項		第四條
国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)	第五十五條第二項		第四條
	第八十一條第三項及び第九十一條第二項		第六條
住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第九十九号)	第五條の二第二項		第三條
自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第四百五十五号)	第六條第一項(第七條第二項(第十三條第四項において準用する場合を含む。))及び第十三條第四項において準用する場合を含む。)		第四條
市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)	第四條第一項及び第十一項並びに第四條の二第一項及び第十五項		第三條
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)	第四條の二第三十項において準用する地方自治法第七十四條の二第二項		第五條
	第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條及び第二十五條		第三條
警備業法(昭和四十七年法律第一百十七号)	第四條の二第五項、第四條の四第二項、第十一條の三第二項及び第五項(同条第五項については、第十一條		第四條

目次

第一章 会計検査院関係(第一条)	の六第三項において準用する場合を含む。並びに第十条の六第二項	第三條
第二章 内閣府関係(第二条―第六條)	第九條第一項及び第十七條第一項	
第三章 総務省関係(第七條―第十八條)		
第四章 法務省関係(第十九條―第二十五條)		
第五章 外務省関係(第二十六條)		
第六章 財務省関係(第二十七條―第五十七條)		

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)	第四條第三項及び第五條第三項	第三條
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)	第六條第一項及び第二項	第四條
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)	第十七條第一項	第四條
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)	第四十一條第二項	第四條
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四百七十七号)	第二十條第三項及び第二十六條第三項	第三條
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)	第五條第五項	第四條

第七章 厚生労働省関係(第五十八條―第五十九條)		
第八章 農林水産省関係(第六十條―第六十二条)		
第九章 経済産業省関係(第六十三條―第六十六條)		
第十章 国土交通省関係(第六十七條―第七十条)		
第十一章 環境省関係(第七十一條)		
附則		
第一章 会計検査院関係(会計検査院法の一部改正)		
第一条 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。		

第二十四条第一項中「計算書」の下に「(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして会計検査院規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を含む。以下同じ。)」を、「証拠書類」の下に「(当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「受払」を「受払い」に改め、「他の書類」の下に「(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)」を加える。

第二章 内閣府関係

証券取引法の一部改正

第二条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条の三の三に次の一項を加える。
電子開示手続及び任意電子開示手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号)第三十条の規定は、適用しない。
第二十七条の三の七に次の一項を加える。
前項の規定による書類の公衆の縦覧については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第五十条の規定は、適用しない。

第六十四条第三項第二号イ中、「生年月日及び住所」を「及び生年月日」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「及び営業所又は事務所の商号及び名称並びに」を「の商号又は名称及び」に改め、同号ニを同号ハとする。

第六十四条の四第一号中「イからハまで」を「イ又はロ」に改める。

(質屋営業法の一部改正)

第三条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十

第一類第二号 総務委員会議録第八号 平成十四年十一月二十八日

八号)の一部を次のように改正する。
第二十一条の見出しを「(品触れ)」に改め、同条第一項中「品触」を「品触れ」に改め、同条第二項中「品触」を「品触れ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号)第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

第二十一条第三項中「品触」を「品触れ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第三項の規定は、適用しない。

(特定非営利活動促進法の一部改正)
第四条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第四十四条・第四十五条)」を「(第四十四条・第四十五条)」に改める。

第十条第一項中「及び第四十四条第二項」を「、第四十四条第二項及び第四十四条の二」に改める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術利用法の適用)

第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項)において準用する場合を含む。の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項)において準用する場合を含む。の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項)において準用する場合を含む。の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出(役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。))に限る。、第二十五条第三

項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号。次項において「情報通信技術利用法」という。第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。))を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例)」とする。

2 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。))を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

第五条 証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

改正する法律(平成十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

6 電子開示手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

適用しない。
(古物営業法の一部を改正する法律の一部改正)
第六条 古物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第

号)の一部を次のように改正する。
第十九条第二項の次に二項を加える改正規定の次に次のように加える。

第十九条に次の一項を加える。
7 第一項の品触れについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号)第四条の規定は、適用しない。
第三章 総務省関係
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の四の次に次の一条を加える。

第六十九条の五 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第

号)第一条第七号に規定する処分通知等であつて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしていものについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四

条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用して行うことができる。

公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十九条の三において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電

子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十四条第五項中「契約書を」と「契約書又は契約内容を記録した電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本項において同じ。」を「に、「契約書に記名押印しなければ」を「契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ」に改める。

別表第一旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第九条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十九条第四項中「事項の全部又は一部を記載した書類。第二十九条第二項において同じ。」を「全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類」に改め、同条に次の一項を加える。

5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六条の規定は、適用しない。

第二十九条第二項中「抄本」の下に「(第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委

員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)を加える。

第三十条の二第四項中「抄本」の下に「(前項の規定により磁気ディスクをもつて在外選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 在外選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。

第三十条の二に次の一項を加える。

6 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。

第三十条の三第一項中「を記載しなければならぬ」を「(前条第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録をしなければならぬ)」に改める。

第三十条の十第二項中「記載内容」の下に「(第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録内容。第三十条の十三において同じ。)」を、「その記載」の下に「(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する在外選挙人名簿にあつては、記録)」を加える。

第四十四条第一項中「事項の全部又は一部」を「全部若しくは一部の事項又は当該事項」に改める。

第五十五条中「在外選挙人名簿又はその抄本」の下に「(当該在外選挙人名簿が第三十条の二第四項の規定により磁気ディスクをもつて調製されている場合には、当該在外選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。次条において同じ。)」を加える。

第二百六十六条第二項中「第九条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第二百二十九条の見出し中「騒擾罪」を「騒擾罪」に改め、同条中「騒擾し」を「騒擾し」に改め、「関係書類」の下に「(関係の電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。を含む。))を加え、「毀壊」を「毀壊」に改める。

(電波法の一部改正)

第十条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「人工衛星の無線局(電気通信業務を行うことを目的とするもの。を「人工衛星の無線局」に改める。

第八十三条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して異議申立てがされた場合には、異議申立書正副二通が提出されたものとみなす。

(地方税法の一部改正)

第十一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三百五十八号」を「第三百五十八号の二」に改める。

第一百五十一条第四項中「次条第一項」を「第一百五十一条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(自動車税の徴収の方法の特例)

第一百五十一条の二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七号、第十二条又は第十三条の規定による登録の申請及

び次条第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前条第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例の定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令で定める方法により徴収することができる。

第六百六十三条第三項中「第五百五十一条第四項」の下に「若しくは第五百五十一条の二」を加える。

第三章第二節第一款中第三百五十八条の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三百五十八条の二 第三百八十条第一項の規定による備付け、第三百八十一条第八項の規定による作成、第三百八十二条の二第一項の規定による閲覧、第三百八十七条第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による閲覧、第四百四十五条第一項の規定による作成、第四百四十六条第一項の規定による縦覧、第四百四十九条第四項の規定による作成及び同条第六項の規定による縦覧については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

第七百五十四条の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第七百五十四条の二 地方税関係帳簿書類並びに第七百四十四条の二第三項及び第四項並びに第四百六十五条第三項及び第四項に規定する書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。

(行政書士法の一部改正)

第十二条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「官公署に提出する書

類」の下に「その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第十九条第一項において同じ)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。」を加える。

第十九条第一項中「別段の定めがある場合」の下に「及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に關し相當の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する國務大臣の意見を聴くものとする。

第二十二條の四中「第十九條第二項」を「第十九條第三項」に改める。

(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正)
第十三条 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第三條第三項、第七條及び第八條中「記載」を「記載され、又は記録」に改める。

第九條第一項中「記載」を「記載され若しくは記録」に改める。

第十條第一項中「記載」を「記載され又は記録」に改める。

第十八條中「記載」を「記載され、若しくは記録」に改める。

第十九條第一項中「記載」を「記載され、又は記録」に改める。

第二十條中「記載」を「記載され又は記録」に改める。

(行政不服審査法の一部改正)
第十四條 行政不服審査法(昭和三十七年法律第

百六十号)の一部を次のように改正する。
第九條に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号。第二十二條第三項において「情報通信技術利用法」という。)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して不服申立て(異議申立てを除く。次項において同じ)がされた場合には、不服申立書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該不服申立てに係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十二條第四項において同じ)については、不服申立書の正本又は副本とみなして、第十七條第二項(第五十六條において準用する場合を含む)、第十八條第一項、第二項及び第四項、第二十二條第一項、第五十二條第二項において準用する場合を含む)並びに第五十八條第三項及び第四項の規定を適用する。

第二十二條第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の正本又は副本とみなして、次項及び第二十三條の規定を適用する。

第五十七條第一項中「書面で」を削り、同項に次のただし書を加える。
ただし、当該処分を口頭でする場合、この限りでない。

(住民基本台帳法の一部改正)
第十五條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第三十一條の三を第三十一條の四とし、第三十一條の二の次に次の一條を加える。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)
第三十一條の三 この法律の規定による住民票

及び戸籍の附票の作成については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第六條の規定は、適用しない。
第三十八條第一項中「次項において」を「以下」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一(第三十條の七關係)

提供を受ける国の機関又は法人		事	務
一 内閣府	提供を受ける国の機関又は法人	特定非常利活動促進法(平成十年法律第七号)による同法第十條第一項の認証、同法第二十三條第二項の届出又は同法第三十四條第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
	二 金融庁又は財務省	保険業法(平成七年法律第五号)による同法第二百七十六條又は第二百八十六條の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
三 金融庁又は財務省	証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)による同法第二十八條の登録、同法第三十條第一項の届出、同法第六十四條第一項(同法第六十五條の二第五項において準用する場合を含む)の登録、同法第六十八條第二項若しくは第七十九條の三十第一項の認可、同法第八十條第一項の免許、同法第一百一條の十一第一項若しくは第四百四十條第一項の認可、同法第一百五十二條第二項の届出又は同法第一百五十六條の三第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの	外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)による同法第三條第一項の登録、同法第十二條第一項の届出又は同法第三十二條において準用する証券取引法第六十四條第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
四 金融庁又は財務省	投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)による同法第六條の認可、同法第十條の三第二項若しくは第六十九條第一項の届出、同法第八十七條の登録又は同法第九十一條第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)による同法第四條の登録又は同法	
五 金融庁又は財務省			
六 金融庁又は財務省			

七 金融庁又は財務省	第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)による同法第三条の免許、同法第三十四条の十四第一項若しくは第三十四条の二十三第一項の認可又は同法第五十一条の第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 金融庁又は財務省	貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)による同法第三条第一項の登録、同条第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 金融庁又は財務省	抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四十四号)による同法第三条若しくは第八条第一項の登録又は同法第九条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 金融庁又は財務省	資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五十五号)による同法第三条第一項、第九条第一項若しくは第十一条第一項の届出又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律による同法第九条第一項の届出若しくは同法第十一条第一項の変更登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一 金融庁若しくは財務省、農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)による同法第三条の許可、同法第八条第一項の更新又は同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十二 金融庁若しくは財務省又は経済産業省	特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)による同法第三十条若しくは第五十二条の許可、同法第三十五条第一項(同法第五十四条において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十七条(同法第五十四条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 金融庁又は財務省	公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)による同法第三十四条の十第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 金融庁又は財務省	株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)による同法第三条第一項の指定、同法第四条の第三第一項の承認、同法第七条の四第一項の届出又は同法第十条第一項、第十一条第一項、第十一条の四第一項若しくは第十二条第一項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 金融庁又は財務省	前払式証票の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)による同法第六条の登録又は同法第十一条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 総務省	恩給法(大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 総務省	執行官法(昭和四十一年法律第百十一号)附則第十三条の規定による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 総務省	国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 地方公務員共済組合	介護保険法による同法第百三十四条第一項の通知若しくは第百三十七条第五項若しくは第百三十八条第三項(これらの規定を同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)の通知又は同法第百三十七条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)の特別徴収に係る保険料額の徴収若しくは納入金の納入に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 地方公務員共済組合連合会	介護保険法による同法第百三十四条第三項(同法第百三十七条第六項及び第百三十八条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第百三十六条第六項(同法第百三十八条第二項、第百四十条第三項及び第百四十一条第二項において準用する場合を含む。)の通知の経由又は同法第百三十七

二十三 金	地方公務員災害補償基金	条第二項(同法第四十條第三項において準用する場合を含む。)の特別徴収に係る納入金の納入の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 総務省	電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による同法第九條第一項の許可、同法第十三條の届出、同法第四十五條第三項(同法第五十四條第二項において準用する場合を含む。)の交付又は同法第五十條の二の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十五 総務省	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)による同法第十條第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十六 総務省	電波法(昭和二十五年法律第三十一号)による同法第四條の免許、同法第八條第一項の予備免許、同法第二十四條の五第二項(同法第二十四條の九第二項において準用する場合を含む。)の届出、同法第三十七條の検定、同法第四十一條第一項の免許又は同法第四十八條の二第一項の船舶局無線従事者証明に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十七 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三條の七第二項に規定する指定試験機関	消防法による危険物取扱者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十八 消防法第十七條の十一第三項に規定する指定試験機関	消防法による消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二十九 消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号)第二條第三項に規定する指定法人	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律による消防団員等福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
三十 司法試験管理委員会	司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)による同法第五條第一項の第二次試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

三十一 法務省	令で定めるもの
三十二 法務省	不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)による不動産の表示の登記、表題部の所有者の表示の変更若しくは更正の登記、表題部の所有者の更正の登記、所有権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の表示の変更若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十三 法務省	船舶法(明治三十一年法律第四十六号)附則第三十四條第一項の規定による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十四 法務省	工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)、鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)、漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)及び港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)において準用する場合を含む。)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十五 法務省	立木に関する法律(明治四十二年法律第二十二号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十六 法務省	道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十七 法務省	建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)による登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十八 法務省	観光施設財団抵当法(昭和四十三年法律第九十一号)による所有権の保存の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三十九 法務省	後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)による同法第七條又は第八條の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十 法務省	供託法(明治三十一年法律第十五号)による同法第八條第一項の還付又は同法第二項の取戻しに関する事務であつて総務省令で定めるもの
	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による同法第七條の二第二項の交付又は同法第二十三條第三項(同法第二十二條の二第三項(同法第二十二條の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。

四十一 外務省	旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)による同法第三条第一項の発給、同法第八条第一項の渡航先の追加、同法第九条第一項の記載事項の訂正、同法第十条第一項の再発給又は同法第十二条第一項の査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十二 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十三 国家公務員共済組合連合会	旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十四 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十二条第二項第一号又は第三号に規定する年金である給付(当該給付に相当するものとして支給されるものを含む。)に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十五 財務省	関税法(昭和二十九年法律第六十一号)による同法第二十四条第二項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるものの
四十六 財務省	たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)による同法第三十一条第一項若しくは第二十条の登録、同法第十四条第三項若しくは第十五条(これらの規定を同法第二十一条において準用する場合を含む。)の届出、同法第二十二条第一項の許可又は同法第二十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十七 財務省	塩事業法(平成八年法律第三十九号)による同法第五条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の登録、同法第八条第三項若しくは第九条(これらの規定を同法第十七条及び第二十條において準用する場合を含む。)の届出又は同法第十五条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十八 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四十九 文部科学省	博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)による同法第五条第一項第三号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十 文部科学省又は技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第十一条第一項に規定する指定試験機関	技術士法による技術士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十一 文部科学省又は技術士法第四十条第一項に規定する指定登録機関	技術士法による技術士又は技術士補の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十二 文部科学省	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)による同法第三十五条第二項又は第三項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十三 文化庁	万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)による同法第五条第一項の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十四 文化庁又はプログラム著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)第五条第一項に規定する指定登録機関	著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)による同法第七十五条第一項又は第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十五 文化庁	著作権法による同法第八十八条第一項又は同法第一百四条において準用する同法第七十七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十六 文化庁	著作権等管理事業法(平成十二年法律第三十一号)による同法第三条の登録又は同法第七条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七 文化庁	美術品の美術館における公開の促進に関する法律(平成十年法律第九十九号)による同法第三条第一項の登録又は同法第五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十八 厚生労働省	業事法(昭和三十五年法律第百四十五号)による同法第十九条の二第一項の承認又は同法第十九条の三の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十九 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(昭和五十四年法律第五十五号)による同法第二十七条第一項第一号の救済給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十 厚生労働省	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による同法第十二条第一項、第十四条又は第六十一条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一 厚生労働省又は労働安全衛生法第七十五条の二第一項に規定する指定試験機関	労働安全衛生法による同法第七十五条第二項に規定する免許試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十二 厚生労働省又は作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第三十二条の二第二項に規定する指定登録機関	作業環境測定法による作業環境測定士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十三 厚生労働省	労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)による業務災害に関する保険給付若しくは通勤災害に関する保険給付の支給又は労働福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十四 厚生労働省	賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)による同法第七条の労働基準監督署長の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十五 厚生労働省	職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)による同法第三十条第一項若しくは第三十三条第一項の許可、同法第三十二条の六第三項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第三十二条の七第一項同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十六 厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十七 厚生労働省	雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十一号)による職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十八 厚生労働省	雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)による基本手当、高年齢求職者給付金、特例一時金、教育訓練給付金、高年齢雇用継続基本給付金又は高年齢再就職給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十九 厚生労働省又は雇用・能力開発機構	雇用保険法による同法第六十二条の雇用安定事業、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十 厚生労働省又は職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十七条第一項に規定する指定試験機関	職業能力開発促進法による技能検定の合格証書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一 社会保険庁	健康保険法(大正十一年法律第七十号)による同法第六十九条の九第二項の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十二 社会保険庁	船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十三 社会保険庁	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十四 社会保険庁	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)附則第十六条第三項又は第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十五 社会保険庁	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の

七十六 社会保険庁	停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの 国民年金法による被保険者の資格の取得の届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十七 厚生労働省	戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十八 農林水産省	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)による同法第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十九 農林水産省又は経済産業省	商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)による同法第八条の二の許可、同法第十九条第一項の届出、同法第九十七条の二第三項の指定、同法第九十九条の二第二項の認可、同法第二百六条第一項の許可、同法第二百三十二条第一項の届出、同法第二百三十六条の四第一項の登録、同条第七項の更新又は同法第二百三十六条の四十の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十 農林水産省又は経済産業省	商品投資に係る事業の規制に関する法律による同法第三十条の許可又は同法第三十三条第一項において準用する同法第八条第一項の更新若しくは同法第十条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十一 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十二 農林水産省	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第六条第一項若しくは同法第十条第二項(同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の登録、同法第十一条第二項若しくは第十二条(これらの規定を同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第六十五条の二の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十三 農林水産省	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による同法第二十五条第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条第一
八十四 経済産業省	項若しくは第二項の指定の解除、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の意見書の提出又は同法第三十三条の二第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの 計量法(平成四年法律第五十一号)による同法第四十条第一項若しくは第四十六条第一項の届出、同法第四十二条第一項(同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第六十二条第一項(同法第二百三十三条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十五 独立行政法人産業技術総合研究所又は日本電気計器検定所	計量法による同法第七十九条第一項(同法第八十一条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十六 経済産業省	アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)による同法第三条第一項、第十六条第一項、第二十一条第一項若しくは第二十六条第一項の許可又は同法第八条第二項(同法第二十条、第二十五条及び第三十条において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十七 経済産業省又は環境省	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)による同法第四十四条第一項の許可、同法第四十六条第一項の更新又は同法第四十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十八 経済産業省	鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)による同法第二十一条第一項の許可、同法第四十二条の届出、同法第五十九条第一項の登録、同法第七十七条第一項の認可又は同法第八十四条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八十九 経済産業省	石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)による同法第十三条の登録又は同法第十七条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十 経済産業省	深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)による同法第四条第一項の許可、同法第十条第二項若しくは第三項若しくは第十五条の届出、同法第十八条第一項の認可又は同法第四十条の認定に関する事務であつて総務省令で

九十一 経済産業省	定めるもの
九十二 火薬類取締法第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関	火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)による同法第三十一条第三項の試験(経済産業大臣が行うものに限る)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十三 高圧ガス保安協会	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十四 経済産業省	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五十九条の二十八第一項第四号の四に規定する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の四の二第一項の免状交付事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十五 経済産業省	電気工事士法(昭和三十五年法律第三百三十九号)による同法第四条の二第一項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十六 経済産業省又は環境省	電気工業の業務の適正化に関する法律(昭和四十五年法律第九十六号)による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十七 国土交通省	特定家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)による同法第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十八 国土交通省又は建設業法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関	建設業法(昭和二十四年法律第百号)による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九十九 国土交通省又は建設業法第二十七条の十九第一項に規定する指定資格者証交付機関	建設業法による技術検定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百 国土交通省	建設業法による監理技術者資格者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百一 国土交通省	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)による浄化槽設備士免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)による宅地建物取引業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二 国土交通省又はマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)第三十六条第一項に規定する指定登録機関	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律による同法第三十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百三 国土交通省	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律による同法第四十四条第一項若しくは第三項又は第五十九条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百四 国土交通省	旅行業法(昭和二十七年法律第二百二十九号)による旅行業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百五 国土交通省又は旅行業法第二十二條の二第二項に規定する旅行業協会	旅行業法による旅行業務取扱主任者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百六 国土交通省又は地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)第十二条第一項に規定する指定認定機関	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商業の振興に関する法律による地域伝統芸能等通訳案内業の認定の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百七 国土交通省又は国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)第十九条第一項に規定する指定登録機関	国際観光ホテル整備法によるホテル又は旅館の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百八 国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)による同法第三条の不動産鑑定士試験の実施、同法第十五条第一項若しくは第十八条の登録、同法第十九条第一項の届出又は同法第二十二條第一項若しくは第三項、第二十六条第一項若しくは第二十七条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百九 国土交通省	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)による同法第七十七條の五十八第一項若しくは第七十七條の六十の登録又は同法第七十七條の六十一の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

百十	国土交通省	建築士法(昭和二十五年法律第二百一十号)による一級建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十一	国土交通省	道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による同法第十二条第一項の変更登録、同法第五十九条第一項の新規検査、同法第六十七条の記入、同法第七十一条第四項の交付又は同法第九十七条の三第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十二	国土交通省	自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)による同法第七十二条第一項の損害のてん補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十三	国土交通省	港湾運送事業法による同法第七条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十四	国土交通省	船舶法による同法第五条の二第二項の検認又は同法第十五条の仮船舶国籍証書に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十五	国土交通省又は小型船舶検査機構	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百一十号)による同法第六十一条の新規登録、同法第九十一条第一項の変更登録又は同法第十一条第一項の移転登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十六	国土交通省	小型船舶の登録等に関する法律による同法第二十五条第一項の交付又は同法第五項の検認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十七	国土交通省	航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十八	気象庁	気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)による同法第十七条第一項の許可又は同法第二十四条の二十の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十九	国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第四十八条に規定する試験機関	国家公務員法による同法第四十二条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百二十	人事院若しくは国家公務員災害補償法(防衛庁の職員の給与等に関する法律	国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第三条第一項に規定する実施機関又は防衛庁

別表第二(第三十条の七関係)

執行機関	事	務
一 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四条第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二 選挙管理委員会	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人に当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の公職選挙法第四十九条の規定による投票を行わせることに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
三 市町村長	消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)による非常勤消防団員に係る損害賠償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
四 市町村長	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による同法第十一条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五 広島市又は長崎市の長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第二百一十七号)による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
六 指定都市の長	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
七 特定製品に係るフロン類の	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に	

	回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第八十条第四項の政令で定める市の長	関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 市町村長		公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長		高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)第四条第三項の政令で定める市(特別区を含む)の長		公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三(第三十条の七関係)

提供を受ける他の都道府県の執行機関	事	務
一 都道府県知事	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
二 都道府県知事	貸金業の規制等に関する法律による同法第三条第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
三 都道府県知事	恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
四 都道府県知事	消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
五 都道府県知事	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特	

六 都道府県知事	別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 都道府県知事	職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 都道府県知事	家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)による同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 都道府県知事	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第四十一条第二項若しくは第十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十 都道府県知事	森林法による同法第二十五条の二第一項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の二第一項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の經由、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の經由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の二第一項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	計量法による同法第四十条第二項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の經由、同法第四十六条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同法第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第二十四条において準用する同法第六十二条第一項の届出又は同法第六十八条の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十二 都道府県知事	二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十三 都道府県知事	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第十二条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の更新又は同法第十三条第一項（同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験（都道府県知事が行うものに限る。）の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十五 都道府県知事	電気工事法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十六 都道府県知事	電気工業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十七 都道府県知事	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの
十八 都道府県知事	建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十九 都道府県知事	浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十 都道府県知事	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十一 都道府県知事	宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十二 都道府県知事	旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第四（第三十条の七関係）

二十二 都道府県知事	不動産の鑑定評価に関する法律による同法第二十二條第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三條第一項の經由、同法第二十六條第一項の登録、同条第二項の經由、同法第二十七條第一項の登録又は同条第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十三 都道府県知事	公営住宅法による同法第十六條第一項の家賃の決定又は同法第二十三條の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十四 都道府県知事	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六條の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十五 都道府県知事	建築基準法による同法第七十七條の六十三第一項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十六 都道府県知事	建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二十七 都道府県知事	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関	事 務
一 市町村長	同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人が従前の市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合において公職選挙法第四十四條第二項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
二 市町村長	消防組織法による非常勤消防団員に係る損害補償又は非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
三 市町村長	予防接種法による同法第十一条第一項の給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
四 広島市又は長崎市の長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四條第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六條第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七條第一項の健康管理手当、同法第二十八條第一

五 指定都市の長	項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第八十条第四項の政令で定める市の長	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の更新又は同法第二十八條及び第三十三条第一項において準用する同法第十三条第一項の届出に関する事務のうち、同法第八十条第四項の規定により同項の政令で定める市の長が行うこととされたものの実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七 市町村長	公営住宅法による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの
八 指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長	高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
九 公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市(特別区を含む)の長	公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五(第三十条の八関係)

- 一 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 二 貸金業の規制等に関する法律による同法第三条第一項の登録、同法第二項の更新又は同法第八条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 三 恩給法(他の法律において準用する場合を含む。)による年金である給付の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 四 消防法による危険物取扱者免状の交付、危険物取扱者試験の実施、消防設備士免状の交付又は消防設備士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 五 旅券法による同法第三条第一項の発給、同法第八条第一項の渡航先の追加、同法第九条第一項の記載事項の訂正、同法第十条第一項の再発給又は同法第十二条第一項の

- 査証欄の増補に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による同法第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 七 職業能力開発促進法による職業訓練指導員の免許、職業訓練指導員試験の実施又は技能検定試験の実施その他技能検定に関する業務(同法第四十六条第二項の政令で定めるものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 八 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十 家畜商法による同法第三条第一項の免許又は同法第五条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五条第一項の登録、同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項において準用する同法第十一条第二項若しくは第十二条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十二 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)による同法第十条第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十三 森林法による同法第二十五条の第二項若しくは第二項の指定、同法第二十六条の第二項若しくは第二項の指定の解除、同法第二十七条第二項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の經由、同法第三十二条第一項(同法第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)の經由若しくは意見書の提出又は同法第三十三条の第二項の変更に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十四 計量法による同法第四十条第二項(同法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の經由、同法第四十六条第一項の届出、同法第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第五十一条第一項の届出、同法第二項において準用する同法第四十二条第一項の届出、同法第六十二条第一項の届出又は同法第六十八條の八の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十五 大規模小売店舗立地法による同法第五条第一項、第六条第二項、第八条第七項、第九条第四項又は附則第五条第一項(同法第三項において準用する場合を含む。)の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による同法第九条第一項、第二十五条第一項若しくは第二十九条第一項の登録、同法第十二条第一項(同法第二十八条及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。)の更新又は同法第十三条第一項(同法第二十八条及び

び第三十三条第一項において準用する場合を含む。の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十七 火薬類取締法による同法第三十一条第三項の試験(都道府県知事が行うものに限る。)の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

十八 電気工事士法による同法第四条第二項の交付又は同条第七項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

十九 電気工業の業務の適正化に関する法律による同法第三条第一項若しくは第三項の登録又は同法第十条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律による同法第三十八条の四第一項の交付又は同条第五項の書換えに関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十一 建設業法による建設業の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十二 浄化槽法による浄化槽工事業の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による同法第二十一条第一項の登録又は同法第二十五条第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十四 宅地建物取引業法による宅地建物取引業の免許又は宅地建物取引主任者資格の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十五 旅行業法第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされた事務の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十六 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)による通訳案内業の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十七 不動産の鑑定評価に関する法律による同法第十二条の二、第十七条第一項、第十八条若しくは第十九条第二項の經由、同法第二十二條第一項若しくは第三項の登録、同法第二十三條第一項の經由、同法第二十六條第一項の登録、同条第二項の經由、同法第二十七條第一項の登録又は同条第三項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十八 公営住宅法による同法第十六条第一項の家賃の決定又は同法第二十三条の入居者資格の確認に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律による同法第三十条第一項の認定又は同法第五十六条の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十 建築基準法による同法第七十七条の六十三第一項の經由に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十一 建築士法による二級建築士若しくは木造建築士の免許、一級建築士の住所等の届出の經由又は建築士事務所の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

三十二 公害健康被害の補償等に関する法律による同法第三条第一項の補償給付の支給又は同法第四条第一項若しくは第二項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(行政手続法の一部改正)
第十六条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「添付書類」の下に「その他の申請の内容」を加える。

第三十五条第三項第二号中「含む。」の下に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」

を加える。
(政党助成法の一部改正)
第十七条 政党助成法(平成六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の一条を加える。
(電磁的記録又は電磁的方法による提出)
第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、第十八条第二項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)の領収書若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書(第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)、第十九条第四項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書又は第三十五条の文書の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。)の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。

2 前項の規定により、文書又は書面の提出が

電磁的方法により行われたときは、政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者に到達したものとみなす。

(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)
第十八条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項に次の二号を加える。
四 附則第十一条の二の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
五 附則第十一条の三の規定 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日又は第三号に定める日のいずれか遅い日

附則第十一条の次に次の二条を加える。
(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第十一条の二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条」の下に「(第二十四条の二第一項に規定する付記転出届を

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条」の下に「(第二十四条の二第一項に規定する付記転出届を

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条」の下に「(第二十四条の二第一項に規定する付記転出届を

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条」の下に「(第二十四条の二第一項に規定する付記転出届を

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条」の下に「(第二十四条の二第一項に規定する付記転出届を

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条」の下に「(第二十四条の二第一項に規定する付記転出届を

住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)	第二十一条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条及び第三十条の三第三項	第三条
	第三十条の二第三項、第三十条の三第四項、第三十条の三十七第二項及び第三十条の四十	第四条

別表住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の項中「第二十四条」の下に「(第二十四条の二第一項に規定する付記転出届を

する場合及び同条第二項に規定する世帯員に
関する付記転出届をする場合を除く。」を加
え、「第三十条の二第三項」を「第十二条の
二第四項、第三十条の二第三項」に改める。

第四章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)

第十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第二
十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項に次のただし書を加える。

但行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律(平成十四年法律第 号)

第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル電
子情報処理組織ヲ使用シテ第一項第二十四
条ノ二第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムニ
規定スル交付ノ請求又ハ第二項(第二十四
条ノ二第三項及ビ第二十四条ノ三第三項ニ於
テ準用スル場合ヲ含ム)ノ請求ヲ為ストキハ
法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之
ヲ為スコトヲ得

第二十六條第一項中「登記ハ」の下に「行政
手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律第三條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ規定スル
電子情報処理組織ヲ使用シテ申請スル場合ヲ除
ク外」を加える。

第四十七條に次の一項を加える。

行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律第三條第一項ノ規定ニ依リ同項ニ
規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ為ス登
記ノ申請ニ付テハ第一項ノ規定中申請書ヘノ
記載ニ関スル部分及ビ第二項ノ規定ハ之ヲ適
用セズ

第五十一條ノ三第七項に次のただし書を加
える。

但行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する法律第三條第一項ノ規定ニ依リ同
項ニ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ第
一項、第二項又ハ第五項ノ請求ヲ為ストキハ
法務省令ノ定ムルトコロニ依リ現金ヲ以テ之
ヲ為スコトヲ得

(戸籍法の一部改正)

第二十条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十
四号)の一部を次のように改正する。

第一百七七條の六の次に次の一條を加える。

第一百七七條の七 行政手続等における情報通信
の技術の利用に関する法律(平成十四年法律
第 号)以下この条において「情報通信
技術利用法」という。第三条第一項の規定に
より同項に規定する電子情報処理組織を使用
してする届出の届出地及び同項の規定により
同項に規定する電子情報処理組織を使用して
する申請の申請地については、第四章及び第
五章の規定にかかわらず、法務省令で定める
ところによる。

第四十七條の規定は、情報通信技術利用法
第三條第一項の規定により同項に規定する電
子情報処理組織を使用してした届出及び申請
について準用する。

第四十條又ハ民法第七百四十一條若しくは
第八百一十一條の規定による届出及び第四十一
條の規定による証書の謄本の提出については、
情報通信技術利用法第三條の規定は、適用し
ない。

戸籍及び除かれた戸籍については、情報通
信技術利用法第六條の規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第二十一条 商業登記法(昭和三十八年法律第百
二十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條の二に次の一項を加える。

10 前項に規定する証明及び証明の請求につ
いては、行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する法律(平成十四年法律第
号)以下「情報通信技術利用法」という。第
三條及び第四條の規定は、適用しない。

第十三條第二項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術利用法第三條第一項
の規定により同項に規定する電子情報処理組
織を使用して第十一條若しくは第十二條第一
項又は同条第二項において準用する第十一條

第二項の請求をするときは、法務省令で定め
るところにより、現金をもつてすることがで
きる。

第十六條第一項中「場合」の下に「及び情報
通信技術利用法第三條第一項の規定により同項
に規定する電子情報処理組織を使用してする場
合」を加える。

第二十一条の見出しを「(受付)」に改め、同
条に次の一項を加える。

2 情報通信技術利用法第三條第一項の規定に
より同項に規定する電子情報処理組織を使用
してする登記の申請については、前項の規定
中申請書への記載に関する部分は、適用しな
い。

第一百十三條の五第二項に次のただし書を加
える。

ただし、情報通信技術利用法第三條第一項
の規定により同項に規定する電子情報処理組
織を使用して第一百十三條の三又は前條第一項
若しくは第二項の請求をするときは、法務省
令で定めるところにより、現金をもつてする
ことができる。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑
化のための措置等に関する法律の一部改正)

第二十二條 電子情報処理組織による登記事務処
理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和
六十年法律第三十三号)の一部を次のように改
正する。

第三條第四項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技
術の利用に関する法律(平成十四年法律第
号)第三條第一項の規定により同項に規
定する電子情報処理組織を使用して第一項又
は第二項の請求をするときは、法務省令で定
めるところにより、現金をもつてすることが
できる。

(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に
関する法律の一部改正)

第二十三條 債権譲渡の對抗要件に関する民法の

特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)の
一部を次のように改正する。

第十六條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技
術の利用に関する法律(平成十四年法律第
号)第三條第一項の規定により同項に規
定する電子情報処理組織を使用して前項各号
の申請又は請求をするときは、法務省令で定
めるところにより、現金をもつてすることが
できる。

(後見登記等に関する法律の一部改正)

第二十四條 後見登記等に関する法律(平成十
一年法律第百五十二号)の一部を次のように改正
する。

第十一條第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技
術の利用に関する法律(平成十四年法律第
号)第三條第一項の規定により同項に規
定する電子情報処理組織を使用して前項各号
の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省
令で定めるところにより、現金をもつてする
ことができる。

(人権擁護法の一部改正)

第二十五條 人権擁護法(平成十四年法律第
号)の一部を次のように改正する。

第六十八條に次の一項を加える。

2 前項の規定により厚生労働大臣又は国土交
通大臣が行う報告書の作成及び送付について
行政手続等における情報通信の技術の利用に
関する法律(平成十四年法律第 号)第十
二條の規定を適用する場合においては、同条
中「当該手続等について規定する法令(会計
検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規
則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会
規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委
員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会
規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を
所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省
令」とあるのは、「厚生労働省令又は国土交

通省令」とする。

第七十二条に次の一項を加える。

3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

第七十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項において読み替えて準用する第六十二

条第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

2 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

第七十八條に次の一項を加える。

3 前項の規定による資料の写しの送付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「厚生労働省令」とする。

員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

第七十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項において読み替えて準用する第六十二條第一項又は第二項の規定による資料の謄本又は抄本の交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、国家公安委員会規則、公正取引委員会規則、公害等調整委員会規則、司法試験管理委員会規則、公安審査委員会規則、人権委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「国土交通省令」とする。

附則第八條を第十條とし、第七條を第九條とし、第六條を第八條とし、第五條の次に次の二條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第六條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第十二條中「公安審査委員会規則」の下に、「人権委員会規則」を、同条ただし書中「公安審査委員会」の下に、「人権委員会」を加える。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第七條 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七號)第四十四條の二中「公安審査委員会規則」の下に、「人権委員会規則」を加える。

第五章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第二十六條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一項を加える。

に關する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請しようとする者は、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県に出頭することを要しない。この場合において、同項第二号から第六号までに掲げる書類及び写真は、郵送その他の外務省令で定める方法により提出することができる。

第七條第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、都道府県知事は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請した者に一般旅券を交付することを認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これを立証する書類の提示又は提出を当該申請者に求めることができる。

第八條第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第九條第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十二條第三項中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第二十一條の三中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

第六章 財務省関係

(財政法の一部改正)

第二十七條 財政法(昭和二十二年法律第三十四號)の一部を次のように改正する。

第三十四條第三項中「通知するとともに」の下に、「財務大臣が定める場合を除き」を加える。

第四十六條の次に次の三條を加える。

く命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條及び第四條の規定は、適用しない。

第四十六條の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、調書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)を用いる。次条第一項において同じ。の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

第四十六條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるもの)を用いる。次項において同じ。をもつて行うことができる。

前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(會計法の一部改正)

第二十八條 會計法(昭和二十二年法律第三十五號)の一部を次のように改正する。

第十五條中「基いて」を「基づいて」に、「以下国庫金振替書」というを「以下「国庫金振替書」という。若しくは日本銀行をして支払

をなすしめるための支払指図書(以下「支払指図書」という)に改める。

第二十四条第一項中「国庫金振替書」の下に「若しくは支払指図書」を加える。

第四十九条の次に次の三條を加える。

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第号)第三條、第四條及び第六條の規定は、適用しない。

第四十九条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ)の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置を執らなければならない。

第四十九条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ)をもつて行うことができる。

前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(国有財産法の一部改正)

第二十九条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 台帳、報告書及び計算書」を「第四章 台帳、報告書及び計算書」に改める。

第五章 雑則

第三十二条第二項中「基く」を「基づく」に改め、「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 雑則

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十八条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第号)第三條、第四條及び第六條の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第三十八条の三 この法律第三十一条の第三項を除く。又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第

一項において同じ)の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第三十八条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第三十条 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等又は郵政官署を経由しないで報告することができる。

第六十九条の二を次のように改める。

第六十九条の二 削除

(政府契約の支払遅延防止等に関する法律の一部改正)

第三十一条 政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四條中「左」を「次」に、「書面」を「書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他

人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ)。(財務省令で定めるものに限る。を含む。第十条において同じ)に、「但し」を「ただし」に、「契約書」を「契約書(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)」に改める。

第六條第一項中「支払請求書を受領した」を「支払請求書を受けた」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失による場合にあっては、当該請求の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失による場合にあっては、適法な支払請求があつたものとし、適用しない。

第十條中「第四條但書」を「第四條ただし書」に、「請求書提出」を「支払請求」に改める。

第十一條の次に次の二條を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第十一條の二 この法律の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第号)第三條及び第四條の規定は、適用しない。

(電磁的方法による手続)

第十一條の三 第五條、第六條及び第十條の規定に基づき相手方が行う通知又は請求が電磁

の方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次項において同じ)により行われたときは、国の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に国に到達したものとみなす。

2 第六条第二項の規定に基づき国が行う通知が電磁的方法により行われたときは、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)第三十二条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「を記載」を「の記載又は記録を」に、「但し」を「ただし」に、「口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することが出来る」を「この限りでない」に改め、同条第五項中「旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した」を「前項ただし書の規定により旅行命令等を提示しなかつた」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「を記載」を「の記載又は記録を」に改め、同条第六項中「記載事項及び様式」を「記載事項又は記録事項、様式その他の必要な事項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前二項の旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第四条の規定は、適用しない。

第十三条第一項中「に必要な書類」を「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)を含む。以下この条において同じ)に必要な資料」に、「此の場合」

を「この場合」に、「添附書類」を「資料」に、「その書類」を「その資料」に改め、同条第五項中「添附書類」を「資料」に、「記載事項」を「記載事項又は記録事項」に、「前項」を「第四項」に改め、「給与の種類」の下に「その他の必要な事項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ)をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第一項の請求書又は資料の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第三十三条 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第百七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「作製し」を「作成し」に、「添えて」を「添え、書面をもつて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第八条第一項中「その理由を」を「その理由を」に改める。

第十一条の次に次の三項を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第十二条 第五条第一項(第九条第二項において準用する場合を含む。次条及び第十四条において同じ)の規定による再審の請求又は第八条第一項(第九条第二項において準用する場合を含む。次条及び第十四条において同

じ)の規定による意見の表示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第十三条 第五条第一項又は第八条第一項の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの(第五条第一項の規定による書類については会計検査院規則をもつて定めるもの)をいう。次条第一項において同じ)の作成をもつて、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。

(電磁的方法による提出)

第十四条 第五条第一項又は第八条第一項の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるもの(第五条第一項の規定による書類の提出については会計検査院規則をもつて定めるもの)をいう。次項において同じ)をもつて行うことができる。

2 第五条第一項又は第八条第一項の規定による書類の提出が前項の規定により電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)第三十四条 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「財産目録」の下に「こ

れらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの)をいう。次条第一項において同じ)を含む。」を加える。

第十九条第一項中「毎事業年度の決算報告書」の下に「(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第二十一条までにおいて同じ)」を加える。

(税理士法の一部改正)

第三十五条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「提出する書類」の下に「(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。第三十四条において同じ)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ)」を加える。

第三十四条中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)」を削る。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)第三十六条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「国庫金振替書」の下に「若しくは支払指図書」を加える。

第十六条第一項中「を作製」を「(当該国税収納金整理資金受払計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務

大臣が定めるものをいう。を含む。以下この条において同じ。を「作成」に改める。

(関税法の一部改正)

第三十七条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条の九第二項中「承認に対する準用」の下に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外」を加える。

第九条の四「証券で納付すること」を「証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること」に改める。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第三十八条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「行なう」を「行う」に、「とす」を「し」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十四条の二(電子情報処理組織による登記等の申請の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること)を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする」に改める。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第三十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化

に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の次に次の三条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条及び

第四条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等(申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができ、電算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該申請書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時

に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(物品管理法の一部改正)

第四十条 物品管理法(昭和三十一年法律第一百三十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第四十条の次に次の三条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書、物品増減及び現在額総計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができ、電算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第四十一条 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二項中「記載」の下に「又は記録」を加える。

第三十六条第七号中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第四十条の次に次の三条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等(報告書、債権現在額総計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。)については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができ、電算機による方法で作られる記録であつて、電子計算機によ

る情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。(電磁的方法による提出)

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(国税徴収法の一部改正)

第四十二条 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一百一条第一項に後段として、次のように加える。

この場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をするに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をするに代えることができる。

(農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部改正)

第四十三条 農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和三十六年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「計算書」の下に「(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第四十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「行なう」を「行う」に、「証券で納付すること」を「証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること(自動車重量税(自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)第十四条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。又は登録免許税(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第二十九条(税務署長による徴収)の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。の納付にあつては、自動車重量税法第十條の二(電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例)又は登録免許税法第二十四條の二(電子情報処理組織による登記等の申請の場合の納付の特例)に規定する財務省令で定める方法により納付すること)」に改める。

第八十七條に次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第九十三條第四項において「情報通信技術利用法」という。第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書の正副二通が提出されたものとみなす。

6 前項の審査請求に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十三條第五項において同じ。)については、審査請求書の正本又は副本とみなして、第八十八條第二項(処分庁経由による審査請求)及び第九十三條第一項(答弁書の提出等)の規定を適用する。

定)を加え、同条の次に次の一条を加える。
(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)
第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

4 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁書が提出された場合には、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

2 前項に規定する場合において、免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を同項に規定する財務省令で定める方法により国に納付するときは、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてならない。

5 前項の答弁書に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、次項の規定を適用する。

3 第一項に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から前条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十二條中「当該登記等の申請書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、第二十三條第一項中「当該登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

(自動車検査登録特別会計法の一部改正)

第四十五条 自動車検査登録特別会計法(昭和十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「自動車検査登録印紙売渡収入」の下に「道路運送車両法第二百一條第二項ただし書の規定による手数料」を加える。

第四十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二條」の下に「第三十三條」を加える。

第五條第十三号中「認可」の下に「認定」を加える。

第八條第一項中「所在地」の下に「(第二十四條の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所)」を加える。

第二十四條第一項中「認可」の下に「認定」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例)
第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

省令で定めるとき」に改め、「次条第三項の規定」の下に「(前条第三項の規定により読み替えて適用される第二十二條又は第二十三條第二項の規定を含む。)」を加え、「官庁」を「第二十三條の官庁」に、「場合」に「場合にあつては」に、「以下この章において同じ」を「とし、前条第三項の規定により第二十二條及び第二十三條第二項の規定が読み替えて適用される場合にあつては登記機関の定める書類とする」に改める。

第二十六條第一項中「免許等である場合には、第二十四條第一項に規定する書類」を「官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る登記等の申請書に記載された登録免許税を第二十四條の二第一項に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第二項に規定する差額に相当する登録免許税を当該方法により国に納付することができる。

第二十七條中「掲げる時」を「定める時」に改め、同条第二号中「第二十四條第一項」の下に「又は第二十四條の二第二項」を加える。

第二十八條第一項及び第二十九條第二項中「第二十四條」を「第二十四條の二」に、「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第三十一條第二項中「申請書」の下に「当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、」を加え、「場合には、第二十四條第一項に規定する書類。以下この条において同じ」を「場合にあつては財務省令で定める書類とする」に、「同項」を「第二十四條第一項又は第二十四條の二第二項」に改め、同条第三項中「申請書」の下に「(当該登記等が第二十三條の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、」

当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とし、第二十四條の二第三項の規定により第二十一條から第二十三條までの規定が読み替えて適用される場合にあつては登記機関の定める書類とする。次項において同じ。を加え、同条第六項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第二号中「前項」を「第五項」に改め、同項第四号中「掲げる」を「定める」に改め、同項に次の一号を加え、同項を同条第八項とする。

5 第二十四條の二第二項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基因となる登記等の申請をしなかつた場合、第六項の申出があつた日(同項の申出がなかつた場合には、前項に規定する六月を経過する日)は、

第三十一條第五項の次に次の二項を加える。

6 第二十四條の二第二項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることをやめる場合には、当該登録免許税を納付した者は、当該納付した日から六月を経過する日までに、政令で定めるところによりその旨を登記機関に申し出て、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免許税を納付した者の当該登録免許税に係る第八條第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し通知をすべき旨の請求をすることができる。

7 第二十四條の二第二項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該納付した日から六月を経過する日までに当該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかつた場合には、前項の請求があつたものとみなす。
第四章に次の一条を加える。
(電子情報処理組織を使用した登記等の申請等)

第三十三條 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行った場合には、当該登記等の申請又は嘱託は同法第二條第三号(定義)に規定する書面等により行われたものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、第四條第二項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。
(通関業法の一部改正)

第四十七條 通関業法(昭和四十二年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号口中「準ずる書類」の下に「その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。」を加える。
(自動車重量税法の一部改正)

第四十八條 自動車重量税法(昭和四十六年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「所在地」の下に「(第十条の二に規定する財務省令で定める方法により自動車重量税を納付する場合にあつては、政令で定める場所)」を加える。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織

を使用して当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る申請又は届出を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を、第八條から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

第十二條第一項中「添附」を「添付」に改め、「領収証書の金額」の下に「若しくは第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付された自動車重量税の額」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る自動車重量税を第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第一項の不足額に相当する自動車重量税を当該方法により国に納付することができる。

第十三條第一項及び第十四條第二項中「第十条」を「第十条の二」に、「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。
(財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の一部改正)

第四十九條 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「以下「運用実績報告書」という」を「当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務省令で定めるものをいう)を含む。以下「運用実績報告書」という」に改める。

第五條中「当該運用対象区分ごとに」とあるのは「それぞれ」との下に、「(財務省令」とあるのは「(総務省令・財務省令)」を加え

る。

附則第四項中「それぞれ」と、「翌年度」とあるのは「実績をそれぞれ」と、「翌年度」を「それぞれ」と、「財務省令」とあるのは「実績をそれぞれ」と、「財務省令」に改める。

（電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部改正）

第五十条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第二章中第五条の次に次の一条を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第五条の二 第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申告等及び申告等に対する処分の通知については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第三条電子情報処理組織による申請等）及び第四条（電子情報処理組織による処分通知等）の規定は、適用しない。

（決算調整資金に関する法律の一部改正）

第五十一条 決算調整資金に関する法律（昭和五十三年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「計算書」の下に「当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。」を加える。

（登記特別会計法の一部改正）

第五十二条 登記特別会計法（昭和六十年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「受入金」の下に「不動産

登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第四項ただし書及び第百五十一条ノ三第七項ただし書並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十三条第二項ただし書及び第百三十三号の五第二項ただし書の規定（他の法令において準用する場合を含む。）並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第四項ただし書、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十六条第二項ただし書、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十一条第二項ただし書及び「収入金及び」を「収入金並びに」に改める。

（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正）

第五十三条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号）第六条（行政機関等の電磁的記録による作成等）の規定は、適用しない。

（中小企業総合事業団法の一部改正）

第五十四条 中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「財務諸表」の下に「当該財務諸表に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。第四項において同じ。）を含む。

（国際協力銀行法の一部改正）

第五十五条 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第四十三条第一項において同じ。）を含む。）を加え、「損益計算書」の下に「（当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

（日本政策投資銀行法の一部改正）

第五十六条 日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

（これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下この項及び第四十条第一項において同じ。）を含む。）を加え、「損益計算書」の下に「（当該損益計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加える。

（貨幣回収準備資金に関する法律の一部改正）

第五十七条 貨幣回収準備資金に関する法律（平成十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「計算書」の下に「（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

（食品衛生法の一部改正）

第五十八条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

（社会保険労務士法の一部改正）

第五十九条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（植物防疫法の一部改正）

第六十条 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

（植物流入防止法の一部改正）

第六十一条 植物流入防止法（昭和二十五年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「第二項第五項の電子計算機」を「植物防疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）」に改める。

第九条の一を削る。

（家畜伝染病予防法の一部改正）

第六十一条 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十六号の二」を「第四十六号」に改める。

第二項第三項を削る。

第三十七條第二項第二号中「第二項第三項の電子計算機」を「動物検疫所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）」に改める。

第四十六條の二を削る。

（種苗法の一部改正）

第六十二条 種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第四十六條第一項第二号中「若しくは抄本又は品種登録簿のうち磁気ディスクをもって調製した部分に記録されている事項を記載した書類」を「又は抄本」に改める。

第九章 経済産業省関係

（鉱業法の一部改正）

第六十三条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「取扱」を「取扱い」に改め、「第一種郵便物」の下に「その他の経済産業省令で定める方法」を加え、「左に」を「次に」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第六十四条 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條第二項及び第三十二條第二項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める場合は、登録簿の謄本の添付を省略することができる。

（半導体集積回路の回路配置に関する法律の一

部改正）
第六十五条 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項及び第四項中「第四十八條第二項」を「第四十八條第一項」に改める。

第四十八條の見出しを「（謄本等の交付及び閲覧等の請求）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「若しくは回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第四十九條第一項第三号中「前条第二項」を「前条第一項」に、「若しくは抄本又は回路配置原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類」を「又は抄本」に改め、同項第四号中「前条第二項」を「前条第一項」に改める。

（工業所有権に関する手続の特例に関する法律の一部改正）
第六十六条 工業所有権に関する手続の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第四十條・第四十一條）」を「（第四十條―第四十二條）」に、「（第四十二條―第四十四條）」を「（第四十三條―第四十五條）」に改める。

第一条中「及び商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）」を「商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。）」に改める。

第二条第一項中「入出力装置」とを「電子計算機」とに改め、同条第二項中「商標法」の下に「国際出願法」を加え、同条第三項中「又は商標法」を「商標法又は国際出願法」に改める。

第三条第一項中「者は」の下に「経済産業大臣」を加え、「政令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項中「前条第一項の」の下に「特許庁長官」を加える。

第四条第一項中「特許庁長官」を「経済産業大臣、特許庁長官」に、「判定若しくは特許異議の申立て若しくは登録異議の申立て若しくは審判に関する記録」を「審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行ふものとされている行為」に、「政令」を「経済産業省令」に改め、同条第三項を削る。

第五条第一項中「特許庁長官」を「経済産業大臣、特許庁長官」に、「政令」を「経済産業省令」に改め、同条第三項中「入出力装置」を「電子計算機」に改める。

第六条第一項中「政令」を「経済産業省令」に改める。

第七条第一項中「（政令で定める手続を除く。）」を「（のうち特許出願その他の経済産業省令で定めるもの（以下「指定特得手続」という。））」に、「政令で定める期間内」を「経済産業省令で定める期間内」に改め、同条第二項中「特得手続前項の政令で定める手続を除く。」を「指定特得手続」に、「同項」を「前項」に改める。

第八条第一項中「特得手続その他」を「指定特得手続その他経済産業大臣」に、「政令で定めるもの」を「経済産業省令で定めるもの」に、「特得手続等」を「指定特得手続等」に、「特得手続（前条第一項の政令で定める手続を除く。）」を「指定特得手続」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「特得手続等」を「指定特得手続等」に改める。

第十一条中「政令」を「経済産業省令」に改める。

第十二條第一項中「政令」を「経済産業省令」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、国際出願（国際出願法第二条に規定する国際出願をいう。以下同じ。）に係る事項については、この限りでない。

改め、同条第二項中「前条第一項の」の下に「特許庁の使用に係る」を加える。

（経済産業省令で定める手続に係る事項に限る。）を加え、同項第二号中「政令」を「経済産業省令」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、国際出願に係る事項については、この限りでない。

第十四條第一項中「若しくは商標法」を「商標法」に、「手数料（政令）」を「若しくは国際出願法第八條第四項 第十二條第三項若しくは第十八條第一項の手数料（経済産業省令）」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第四十四條を第四十五條とし、第四十三條を第四十四條とし、第四十二條を第四十三條とし、第五章中第四十一條の次に次の一條を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）
第四十二條 特許等関係法令の規定による手続等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第 号））

第二条第十号に規定する手続等をいう。）については、同法第三条から第六条までの規定は、適用しない。

第十章 国土交通省関係

（建設業法の一部改正）

第六十七條 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第三十九條の四第三項を削る。

（海事代理士法の一部改正）

第六十八條 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「基く」を「基づく」に、「書類の複製」を「書類その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)の作成」に改める。
(道路運送車両法の一部改正)

第六十九条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。
第二百一十二条の次に次を次に加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第九号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号、第二号、第五号、第七号から第十号まで又は第十二号の申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第七十条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第五十一条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第九号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、検査、交付又は再交付若しくは書換えに係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができ。

第十一章 環境省関係

(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の一部改正)

第七十一条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第七項を削る。

第二十条の見出しを「(磁気ディスクによる届出等)」に改め、同条第一項及び第二項中

「電子情報処理組織を使用して又は」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「電子情報処理組織を使用して又は」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十二條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 第十條第一項の規定による請求及び第十條の規定による開示に関する事項並びに第二十條第三項に定める事項については、経済産業大臣、環境大臣又は当該第一種指定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第九号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六條の規定 古物営業法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九号)の公布の日又はこの法律の公布の日より遅い日

二 第七條の規定 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第四十七号)附則第一條ただし書に定める日又はこの法律の施行の日より遅い日

三 第十一條(地方税法第五十一條の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定及び同法第六十三條の改正規定に限る。)、第十九條(不動産登記法第二十一條第四項及び同法第五十一條ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十一條(商業登記法第十三條第二項及び同法第六十三條の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。)、第二十二條から第二十四條まで、第三十七條(関税法第九條の四の改正規定に限る。)、第三十八條、第四十四條(国税通則法第三十四

條第一項の改正規定に限る。)、第四十五條、第四十八條(自動車重量税法第十條の次に一條を加える改正規定に限る。)、第五十二條、第六十九條及び第七十條の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第十五條の規定 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十三号)の施行の日又はこの法律の施行の日より遅い日

五 第十八條の規定 この法律の公布の日

六 第二十五條の規定 人権擁護法の施行の日又はこの法律の施行の日より遅い日

七 第五十七條の規定 貨幣回収準備資金に関する法律の施行の日又はこの法律の施行の日より遅い日

八 第六十六條中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第二條第一項、第三條から第八條まで、第十一條、第十二條及び第十四條の改正規定 この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

九 附則第十條の規定 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第九号)の公布の日又はこの法律の公布の日より遅い日

十 附則第十一條の規定 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第九号)の公布の日又はこの法律の公布の日より遅い日

十一 附則第十二條の規定 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第九号)の公布の日又はこの法律の公布の日より遅い日

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第二條 この法律の施行の日から平成十四年十二月三十一日までの間における第十一條の規定に

よる改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。))第三百五十八條の二の規定の適用については、同条中「第三百八十二條の二第一項の規定による閲覧、第三百八十七條第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による閲覧、第四百十五條第一項の規定による作成、第四百十六條第一項の規定による縦覧、第四百十九條第四項の規定による作成及び同条第六項」とあるのは「第三百八十七條第一項の規定による備付け並びに第四百十五條第一項及び第四百十九條第三項」と、「第四條、第五條」とあるのは「第五條」とする。

2 平成十五年一月一日から同年三月三十一日までの間における新地方税法第三百五十八條の二の規定の適用については、同条中「第三百八十二條の二第一項の規定による閲覧、第三百八十七條第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による備付け」とあるのは「第三百八十七條第一項の規定による備付け」と、「第四條、第五條」とあるのは「第五條」とする。
(登録免許税に関する経過措置)

第三條 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間における納付すべき登録免許税についての第四十六條の規定による改正後の登録免許税法(以下この条において「新登録免許税法」という。))第二十四條の二の規定の適用については、同条第一項中「第二十一條から前条までに定める方法により国に納付することができ」とあるのは、「第二十一條から前条までに定める方法により国に納付しなければならぬ」とし、新登録免許税法第二十六條第四項並びに第三十一條第六項及び第七項の規定は、適用しない。

2 財務大臣が指定する登記等(登録免許税法第二條に規定する登記等をいう。以下この項において同じ。)を受ける者又は官庁若しくは公署が当該登記等の申請又は嘱託を前項の政令で定める日から財務大臣が指定する日までの間に行う

場合における新登録免許税法第二十四条の二の
規定の適用については、同条第一項中「第二十
一条から前条までに定める方法によるほか、財
務省令で定める方法により国に納付することが
できる」とあるのは、「第二十一条から前条ま
でに定める方法により国に納付しなければなら
ない」とし、新登録免許税法第二十六条第四項
並びに第三十一条第六項及び第七項の規定は、
適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法
の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第七十条か
ら」を「第六十九条の五から」に改める。

一 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二
百四十二号)第九十五条の四

二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律
第八十一号)第八十条

(漁業法の一部改正)

第七条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十
七号)の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項の表第四十四条第一項の項
中「事項の全部又は一部」を「全部若しくは一
部の事項又は当該事項」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六
年法律第八十八号)の一部を次のように改正す
る。

第十一条の表第十九条第四項の項中「事項の
全部又は一部を記載した書類。第二十九条第二
項において同じ。」を「全部若しくは一部の事
項又は当該事項を記載した書類」に改め、同表
第四十四条第一項の項中「事項の全部又は一
部」を「全部若しくは一部の事項又は当該事

項」に改める。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第九条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六
年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中「同項第二号ロ中「営業所」と
あるのは「支店」と、同号ハ」を「同項第二号
ロ」に、「イからハまで」を「イ又はロ」に改
める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第十条 健康保険法等の一部を改正する法律(平
成十四年法律第 号)の一部を次のように
改正する。

附則第一条ただし書中「から施行する」を
「から、附則第六十一条の二の規定は行政手続
等における情報通信の技術の利用に関する法律
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(平成十四年法律第 号)第十五条の規定の
施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅
い日から施行する」に改める。

附則第六十一条の次に次の一条を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第六十一条の二 住民基本台帳法(昭和四十二
年法律第八十一号)の一部を次のように改正
する。

別表第一の七十一の項中「第六十九条の九
第二項」を「第六十二条第二項」に改める。
(証券決済制度等の改革による証券市場の整備
のための関係法律の整備等に関する法律の一部
改正)

第十一条 証券決済制度等の改革による証券市場
の整備のための関係法律の整備等に関する法律
の一部を次のように改正する。

附則第一条に次の一号を加える。

三 附則第八十条の二の規定 行政手続等に
おける情報通信の技術の利用に関する法律
の施行に伴う関係法律の整備等に関する法
律(平成十四年法律第 号)第十五条の
規定の施行の日又は施行日のいずれか遅い

日

附則第八十条の次に次の一条を加える。

(住民基本台帳法の一部改正)

第八十条の二 住民基本台帳法(昭和四十二年
法律第八十一号)の一部を次のように改正す
る。

別表第一の三の項中「第五百五十六条の第三
一項」を「第五百五十六条の二十四第一項」に
改める。

(行政機関の保有する個人情報保護に関する
法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の一部改正)

第十二条 行政機関の保有する個人情報の保護に
関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に
関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条中「同条」を「第一百七十七条の七を第
百十七條の八とし、第一百七十七條の六」に改め
る。

第十六条を次のように改める。

(債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等
に関する法律の一部改正)

第十六条 債権譲渡の對抗要件に関する民法の
特例等に関する法律(平成十年法律第百四号)
の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関
する法律の適用除外)

第十三条の二 債権譲渡登記ファイルに記録
されている保有個人情報(行政機関の保有
する個人情報保護に関する法律(平成十
四年法律第 号)第二条第三項に規定
する保有個人情報という。)については、同
法第四章の規定は、適用しない。

第二十八条中半導体集積回路の回路配置に関
する法律第四十八条に一項を加える改正規定を
次のように改める。

第四十八条に次の一項を加える。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書
若しくはこれに添付した図面その他の資料

に記録されている保有個人情報(行政機関
の保有する個人情報の保護に関する法律
(平成十四年法律第 号)第二条第三項
に規定する保有個人情報という。)につい
ては、同法第四章の規定は、適用しない。
附則第五項中、「第十六条第一項」を「第
十七条第一項」に「を削る。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に
関する法律案

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に
関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 認証業務

第一節 電子証明書(第三条・第十六条)

第二節 署名検証者に対する失効情報等の提
供(第十七条・第十九条)

第三章 認証業務情報等の保護(第二十条・第
三十三条)

第四章 指定認証機関(第三十四条・第五十四
条)

第五章 雑則(第五十五条・第六十条)

第六章 罰則(第六十一条・第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、電子署名に係る地方公共団
体の認証業務に関する制度その他必要な事項を
定めることにより、電磁的方式による申請、届
出その他の手続における電子署名の円滑な利用
の促進を図り、もって住民の利便性の向上並び
に国及び地方公共団体の行政運営の簡素化及び
効率化に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「電子署名」とは、電
子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年
法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署
名であつて、総務省令で定める基準に適合する

ものをいう。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者(以下「利用者」という。)又は第十七条第四項に規定する署名検証者の求めに応じて行う利用者署名検証符号(当該利用者が電子署名を行うために用いる符号(以下「利用者署名符号」という。))と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子署名が当該利用者署名符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。)が当該利用者に係るものであることの証明に関する業務をいう。

第二章 認証業務

第一節 電子証明書

第三条 住民基本台帳に記録されている者(電子証明書の発行)

この者が記録されている住民基本台帳を備える市町村(特別区を含む。以下同じ。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)を経由して、当該市町村を包括する都道府県の都道府県知事に対し、自己に係る電子証明書(利用者署名検証符号が当該利用者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の発行の申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(以下「住所地市町村長」という。)に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を提出しなければならない。

という。)を提出しなければならない。

3 住所地市町村長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、申請者が当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者であることの確認(以下この条において「利用者確認」という。)をするものとし、利用者確認のため、総務省令で定めるところにより、これを証明する書類の提示又は提出を申請者に求めることができる。

4 住所地市町村長により利用者確認を受けた申請者は、住所地市町村長の使用に係る電子計算機を用いて、総務省令で定める基準により、利用者署名符号及びこれと対応する利用者署名検証符号を作成し、これらを住民基本台帳法第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)に記録するとともに、当該利用者署名検証符号を住所地市町村長に通知するものとする。

5 住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、利用者確認をした申請者に係る申請書の内容及び利用者署名検証符号を都道府県知事に通知するものとする。

6 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県知事が電子署名を行った当該申請に係る電子証明書を発行し、これを住所地市町村長に通知するものとする。

7 前項の規定による通知を受けた住所地市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る電子証明書を第四項の電磁的記録媒体に記録して申請者に提供するものとする。

8 第五項の規定による申請書の内容及び利用者署名検証符号の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知は、総務省令で定めるところにより、住所地市町村長又は都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて相手方である都道府県知事又は住所地市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。

て行うものとする。

(利用者署名符号の適切な管理)

第四条 利用者は、総務省令で定めるところにより、当該利用者に係る利用者署名符号の漏えい、滅失及びき損の防止その他利用者署名符号の適切な管理を行わなければならない。

(電子証明書の有効期間)

第五条 電子証明書の有効期間は、当該電子証明書の発行の日から起算して三年とする。

(電子証明書の二重発行の禁止)

第六条 利用者は、当該利用者に係る電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失わない限り、重ねて電子証明書の発行を受けることができない。

(電子証明書の記録事項)

第七条 電子証明書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 電子証明書の発行の番号、発行年月日及び有効期間の満了する日
- 二 利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に関する事項で総務省令で定めるもの
- 三 利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)
- 四 その他総務省令で定める事項

(発行記録の記録)

第八条 電子証明書を発行した都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該電子証明書(当該電子証明書について当該都道府県知事が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。以下「発行記録」という。)を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

(電子証明書の失効を求める旨の申請)

第九条 利用者は、当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事に対し、当該電子証明書の失効を求める旨の申請をすることができ

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「申請書の内容及び利用者署名検証符号」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者署名検証符号の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知」とあるのは「申請書の内容の通知」と、「住所地市町村長又は都道府県知事」とあるのは「住所地市町村長」と、「都道府県知事又は住所地市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 利用者は、前項において準用する第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができ

る。この場合においては、当該利用者は、同条第四項の規定により作成した利用者署名符号を用いて、当該申請に電子署名を行わなければならない。

4 第一項の規定による申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)第三条の規定は、適用しない。

(利用者署名符号の漏えい等があつた旨の届出)

第十条 利用者は、第三条第四項の規定により作成した利用者署名符号が漏えいし、滅失し、若しくはき損したとき、又は当該利用者署名符号を記録した同項の電磁的記録媒体が使用できなくなったときは、住所地市町村長を経由して、速やかに当該利用者に係る電子証明書を発行した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 第三条第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「申請をしようとする者」とあるのは「届出をしようとする者」

と、「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同条第五項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書の内容及び利用者署名検証符号」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者署名検証符号の通知並びに第六項の規定による電子証明書の通知」とあるのは「届出書の内容の通知」と、「住所地市町村長又は都道府県知事」とあるのは「住所地市町村長」と、「都道府県知事又は住所地市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(失効申請等情報の記録)

第十一条 第九条第一項の規定による申請又は前条第一項の規定による届出を受けた都道府県知事は、直ちに、当該申請又は届出に係る電子証明書の発行の番号、第九条第一項の規定による申請があった旨又は前条第一項の規定による届出があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「失効申請等情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(異動等失効情報の記録)

第十二条 都道府県知事は、利用者について、住民基本台帳法第三十条の八第三項に規定する通知があったときは、直ちに、当該通知に係る利用者に発行した電子証明書の発行の番号、当該通知があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(記録誤り等に係る情報の記録)

第十三条 都道府県知事は、前条に定めるもののほか、当該都道府県知事が発行した電子証明書

に記録された事項について、当該電子証明書に係る利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ(以下「記録誤り等」という。)があることを知ったときは、直ちに、当該記録誤り等があった電子証明書の発行の番号、記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「記録誤り等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(発行者署名符号の漏えい等に係る情報の記録)

第十四条 都道府県知事は、当該都道府県知事が発行した電子証明書に係る発行者署名符号(当該電子証明書が発行した都道府県知事が当該電子証明書について電子署名を行うために用いた符号をいう。以下この条において同じ。)が漏えいし、滅失し、又はき損したとき(以下この条において「発行者署名符号の漏えい等」という。)を知ったときは、直ちに、当該発行者署名符号を用いて電子署名を行った電子証明書の発行の番号、発行者署名符号の漏えい等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「発行者署名符号の漏えい等に係る情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

(電子証明書の失効)

第十五条 電子証明書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。
一 都道府県知事が第十一条の規定により失効申請等情報を記録したとき。
二 都道府県知事が第十二条の規定により異動等失効情報を記録したとき。
三 都道府県知事が第十三条の規定により記録誤り等に係る情報を記録したとき。
四 都道府県知事が前条の規定により発行者署

名符号の漏えい等に係る情報を記録したとき。

五 電子証明書の有効期間が満了したとき。

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により電子証明書の効力が失われたときは、記録誤り等があった電子証明書の発行を受けた利用者に対し、速やかに当該電子証明書に記録誤り等があった旨及び当該電子証明書の効力が失われた旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項第四号の規定により電子証明書の効力が失われたときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

(失効情報ファイルの作成等)

第十六条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、失効情報ファイル(一定の時点において保存されている失効情報第十一條の規定により保存する失効申請等情報、第十二條の規定により保存する記録誤り等に係る情報及び第十四條の規定により保存する発行者署名符号の漏えい等に係る情報をいう。以下同じ。)の集合物であつて、それらの失効情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。以下同じ。)を定期的に作成し、これを作成した日から政令で定める期間保存しなければならない。

第二節 署名検証者に対する失効情報等の提供

(都道府県知事への届出等)

第十七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二十二條に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)並びに電子署名及び認証業務に関する法律第八條に規定する認定認証事業者及び同法第二十二條に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者(以下この項において「認定認証事業者等」という。)は、利用者から通知された電子署

名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(認定認証事業者等にあつては、同法第二十二條第三項に規定する特定認証業務を行う場合に限る。)には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

2 前項の認定(次項において「認定」という。)は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 認定を受けた者が第一項の政令で定める基準に適合しなくなったとき。

二 認定を受けた者が第十九條、第二十五條第一項又は第二十六條の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者から第二十五條第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。)又は情報の入力のための準備作業若しくは電磁的記録媒体の保管をいう。以下同じ。)の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七條第一項の規定に違反したとき。

五 認定を受けた者から第二十五條第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七

条第二項の規定に違反したとき。

六 認定を受けた者の委託を受けて行う第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条の規定に違反したとき。

4 第一項の届出を受けた都道府県知事及び当該届出をした者(以下「署名検証者」という。)は、当該都道府県知事が次条第一項及び第二項の規定により提供を行う情報の範囲その他当該提供を行うに当たって合意しておくべきものとして総務省令で定める事項について、あらかじめ、取決を締結しなければならない。

(署名検証者に対する失効情報の提供等)

第十八条 都道府県知事は、次条第一項の規定による確認をしようとする署名検証者の求めがあつたときは、政令で定めるところにより、速やかに、保存期間に係る失効情報(第十一条から第十四条までの規定による保存期間が経過していない失効情報をいう。以下同じ。)の提供を行うものとする。

2 都道府県知事は、署名検証者の求めに応じ、政令で定めるところにより、保存期間に係る失効情報ファイル(第十六条の規定による保存期間が経過していない失効情報ファイルを用いて行われること)の提供を行うことができる。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者に対する前二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 署名検証者が次条、第二十五条第一項又は第二十六条の規定に違反したとき。

二 署名検証者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

三 署名検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第一

項の規定に違反したとき。

四 署名検証者から第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者が第二十七条第二項の規定に違反したとき。

五 署名検証者の委託を受けて行う第二十五条第一項に規定する受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条の規定に違反したとき。

4 都道府県知事は、毎年少なくとも一回、第一項及び第二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(署名検証者の義務)

第十九条 署名検証者は、利用者から当該利用者に係る利用者署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受領したときは、当該電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2 署名検証者は、利用者から通知された電子証明書、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていること、確認以外の目的に利用してはならない。

第三章 認証業務情報等の保護

(認証業務情報の安全確保)

第二十条 都道府県知事は発行記録、失効情報及び失効情報ファイル(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該都道府県知事は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の当該認証

業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、都道府県知事から認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(認証業務情報の利用及び提供の制限)

第二十一条 都道府県知事は、第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録のために発行記録を利用する場合、第十八条第一項の規定により保存期間に係る失効情報を提供する場合若しくは同条第二項の規定により保存期間に係る失効情報ファイルを提供する場合又は認証業務情報の利用につき当該認証業務情報に係る本人が同意した事務を遂行する場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

(都道府県の職員等の秘密保持義務)

第二十二条 電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に関する事務又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する都道府県の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 都道府県知事から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(市町村の職員等の秘密保持義務)

第二十三条 電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事する市町村の職員又は職員であつた者は、その事務に関して知り得

た電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 市町村長から電子証明書の提供に係る電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(認証業務情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第二十四条 都道府県知事の委託を受けて行う電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 市町村長の委託を受けて行う電子証明書の提供に係る電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(署名検証者による受領した失効情報等の安全確保)

第二十五条 第十八条第一項及び第二項の規定により保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を受けた署名検証者がこれらの規定により提供を受けた保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイル(以下「受領した失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名検証者は、受領した失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、署名検証者から受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(署名検証者の受領した失効情報等の利用及び提供の制限)

第二十六条 署名検証者は、第十九条第一項の規定により電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、受領した失効情報等を利用するものとし、受領した失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(署名検証者の職員等の秘密保持義務)
第二十七条 受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する署名検証者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その事務に関して知り得た受領した失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 署名検証者から、受領した失効情報等の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託された業務に関して知り得た受領した失効情報等に関する秘密又は受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

(受領した失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)
第二十八条 署名検証者の委託を受けて行う受領した失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(自己の認証業務情報の開示)
第二十九条 何人も、都道府県知事に對し、自己に係る認証業務情報について、政令で定める方法により、その開示(自己に係る認証業務情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ)を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の開示の請求があったときは、当該開示の請求をした者に對し、政令で定める方法により、当該開示の請求に係る認証業務情報について開示をしなければならない。

第一類第二号 総務委員会議録第八号 平成十四年十一月二十八日

い。

(開示の期限)
第三十条 前条第二項の開示は、当該開示の請求を受けた日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 都道府県知事は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項に規定する期間内に開示をすることができないときは、同項に規定する期間内に、当該開示の請求をした者に對し、同項の期間内に開示をすることができない理由及び開示の期限を政令で定める方法により通知しなければならない。

(自己の認証業務情報の訂正等)
第三十一条 都道府県知事は、第二十九条第二項の規定により開示を受けた者から、政令で定める方法により、当該開示に係る認証業務情報についてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を求められた場合には、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき、当該認証業務情報の内容の訂正等を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づき求められた訂正等を行ったときは、又は訂正等を行わなかったときは、第二十九条第二項の規定により開示を受けた者に對し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を政令で定める方法により通知しなければならない。

(苦情処理)
第三十二条 都道府県知事及び市町村長は、この法律の規定により当該都道府県及び市町村が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(認証業務に関する情報の適正な使用)
第三十三条 都道府県知事及び市町村長は、認証業務及びこれに附帯する業務の実施に際して知り得た情報を認証業務及びこれに附帯する業務の用に供する目的以外に使用してはならない。

第四章 指定認証機関

(指定認証機関の指定等)

第三十四条 都道府県知事は、総務大臣の指定する者(以下「指定認証機関」という。)に、次に掲げる認証業務の実施に関する事務(以下「認証業務」という。)を行わせることができる。

一 第三条第五項の規定による電子証明書の発行の申請書の内容及び利用者署名検証符号に係る通知の受理に係る電子計算機処理等並びに同条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等及び同項の規定による通知に係る電子計算機処理等

二 第八条の規定による発行記録の記録に係る電子計算機処理等及び発行記録の保存

三 第九条第二項において準用する第三条第五項の規定による電子証明書の失効の申請書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等及び第九条第三項の規定により送信される電子証明書の失効を求める旨の申請の受理に係る電子計算機処理等

四 第十条第二項において準用する第三条第五項の規定による利用者署名符号の漏えい等の届出書の内容に係る通知の受理に係る電子計算機処理等

五 第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録に係る電子計算機処理等及び失効情報の保存

六 第十五条第二項の規定による通知及び同条第三項の規定による公表

及び公表

2 指定認証機関の指定は、認証事務を行おうとする者の申請により行う。

3 第一項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、認証事務を行わないものとする。

4 委任都道府県知事は、指定認証機関に第一項の規定により指定認証機関が行う第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に係る手数料(第六項において「発行手数料」という。)を指定認証機関の収入として收受させることができる。

5 委任都道府県知事は、指定認証機関に第一項の規定により指定認証機関が行う第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に係る手数料(次項において「情報提供手数料」という。)を指定認証機関の収入として收受させることができる。

6 前二項の場合における発行手数料及び情報提供手数料の額は、委任都道府県知事の統括する都道府県の条例で定めるところにより、指定認証機関が定めるものとする。この場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料及び情報提供手数料の額について委任都道府県知事の承認を受けなければならない。

(指定認証機関への異動等失効情報の通知)
第三十五条 委任都道府県知事(住民基本台帳法第三十条の十三第三項に規定する委任都道府県知事を除く。次項において同じ)は、同法第三十条の八第三項に規定する通知があったときは、速やかに当該通知に係る異動等失効情報を指定認証機関に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、委任都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて指定認証機関の使用に係る電子計算機に送信することにより行う。

よって行うものとする。

(指定の基準)

第三十六条 総務大臣は、第三十四条第二項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、認証事務等(指定認証機関が行う認証事務及び第五十三条第一項において準用する第二十九条から第三十一条までに規定する事務をいう。以下同じ。)の実施の方法その他の事項についての認証事務等の実施に関する計画が認証事務等の適正かつ確実な実施及び認証業務情報の保護のために適切なものであること。

二 前号の認証事務等の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。

三 申請者が、認証事務等以外の業務を行って認証事務等の適切な執行が困難となるおそれがないこと。

2 総務大臣は、第三十四条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定認証機関の指定をしてはならない。

一 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第四十九条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第一号に該当する者

ロ 第四十条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定の公示等)

第三十七条 総務大臣は、指定認証機関の指定をしたときは、当該指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

2 指定認証機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三十八条 委任都道府県知事は、第三十四条第一項の規定により指定認証機関にその認証事務を行わせることとした旨を総務大臣に報告するとともに、当該指定認証機関に認証事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

2 指定認証機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を委任都道府県知事に届け出なければならない。

3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(認証業務情報保護委員会の設置)

第三十九条 指定認証機関には、認証業務情報保護委員会を置かなければならない。

2 認証業務情報保護委員会は、指定認証機関の代表者の諮問に応じ、認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を指定認証機関の代表者に述べることが出来る。

3 認証業務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、指定認証機関の代表者が任命する。

(役員の選任及び解任)

第四十条 指定認証機関の役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 総務大臣は、指定認証機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは

は第四十二条第一項の認証事務管理規程に違反する行為をしたとき、又は認証事務等に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定認証機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることが出来る。

(役員等の秘密保持義務)

第四十一条 指定認証機関の役員若しくは職員(認証業務情報保護委員会の委員を含む。第三項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、認証事務等に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

2 指定認証機関から電子証明書の発行に係る電子計算機処理等又は認証業務情報の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た電子証明書の発行若しくは認証業務情報に関する秘密又は電子証明書の発行に係る電子計算機処理等若しくは認証業務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

3 認証事務等に従事する指定認証機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(認証事務管理規程)

第四十二条 指定認証機関は、総務省令で定める認証事務等の実施に関する事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認証機関は、前項後段の規定により認証事務管理規程を変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務等の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定認証機関に対し、これを変更すべきことを命ずることが出来る。

(事業計画の認可等)

第四十三条 指定認証機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認証機関は、事業計画及び収支予算を作成し、又は変更しようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 指定認証機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、総務大臣及び委任都道府県知事に提出しなければならない。

(交付金)

第四十四条 委任都道府県知事の統括する都道府県は、指定認証機関に対して、当該委任都道府県知事が行わせることとした認証事務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2 前項の交付金の額については、当該委任都道府県知事が指定認証機関と協議して定めるものとする。

(帳簿の備付け)

第四十五条 指定認証機関は、総務省令で定めるところにより、認証事務等に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(監督命令等)

第四十六条 総務大臣は、認証事務等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、認証事務等の実施に関し監督上必要な命令をすることが出来る。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の適正な実施のために必要な措置を講ずべきことを指示することが出来る。

(報告及び立入検査)

第四十七条 総務大臣は、認証事務等の適正な実

施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、認証事務等の実施の状況に必要の報告を求め、又はその職員に、指定認証機関の事務所に立ち入り、認証事務等の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の実施の状況に必要の報告を求め、又はその職員に、当該認証事務を取り扱う指定認証機関の事務所に立ち入り、当該認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (事務の休廃止) 第四十八条 指定認証機関は、総務大臣の許可を受けなければ、認証事務等の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。 2 総務大臣は、指定認証機関の認証事務等の全部又は一部を休止又は廃止により認証事務等の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の規定による許可をしてはならない。 3 総務大臣は、第一項の規定による許可をしようとするときは、委任都道府県知事の意見を聴かなければならない。 4 総務大臣は、第一項の規定による許可をしたときは、その旨を委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。 (指定の取消し等)	第四十九条 総務大臣は、指定認証機関が第三十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。 2 総務大臣は、指定認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認証事務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第三十六条第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。 二 第四十三条第一項若しくは第三項、第四十五条又は前条第一項の規定に違反したとき。 三 第四十条第二項、第四十二条第三項又は第四十六条第一項の規定による命令に違反したとき。 四 第四十二条第一項の規定により認可を受けた認証事務管理規程によらないで認証事務等を行つたとき。 五 不正な手段により指定認証機関の指定を受けたとき。 3 総務大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により認証事務等の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を、委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。 (認証事務の委任の解除) 第五十条 委任都道府県知事は、指定認証機関に認証事務を行わせないこととするときは、その三月前までに、その旨を指定認証機関に通知しなければならない。 2 委任都道府県知事は、指定認証機関に認証事務を行わせないこととしたときは、その旨を、総務大臣に報告するとともに、公示しなければならない。 (委任都道府県知事による認証事務の実施) 第五十一条 委任都道府県知事は、指定認証機関が第四十八条第一項の規定により認証事務の全部若しくは一部を休止したとき、総務大臣が第四十九条第二項の規定により指定認証機関に対し	し認証事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定認証機関が天災その他の事由により認証事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において総務大臣が必要があると認めるときは、第三十四条第三項の規定にかかわらず、当該認証事務の全部又は一部を行うものとする。 2 総務大臣は、委任都道府県知事が前項の規定により認証事務を行うこととなるとき、又は委任都道府県知事が同項の規定により認証事務を行うこととなる事由がなくなつたときは、速やかにその旨を当該委任都道府県知事に通知しなければならない。 3 委任都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を公示しなければならない。 (認証事務の引継ぎ等に関する省令への委任) 第五十二条 前条第一項の規定により委任都道府県知事が認証事務を行うこととなつた場合、総務大臣が第四十八条第一項の規定により認証事務の廃止を許可し、若しくは第四十九条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合又は委任都道府県知事が指定認証機関に認証事務を行わせないこととした場合における認証事務の引継ぎその他の必要な事項は、総務省令で定める。 (認証業務情報の保護に関する規定の準用等) 第五十三条 第二十条、第二十一条、第二十四条第一項及び第二十九条から第三十三条までの規定は、指定認証機関について準用する。この場合において、第二十一条中「第十一条から第十四条までの規定による失効情報の記録のために発行記録を利用する場合、第十八条第一項の規定により保存期間に係る失効情報を提供する場合」とあるのは「第三十四条第一項の規定により同項第五号及び第八号に掲げる認証業務の実施に関する事務を行う場合」と、第三十二条中「都道府県	知事及び市町村長」とあるのは「指定認証機関」と、「当該都道府県及び市町村が処理する事務」とあるのは「指定認証機関が処理する認証事務等」と、第三十三条中「都道府県知事及び市町村長」とあるのは「指定認証機関」と読み替へるものとする。 2 指定認証機関は、前項において準用する第二十九条第一項の規定により自己に係る認証業務情報の開示の請求をする者から指定認証機関が総務大臣の認可を受けて定める額の手数料を徴収することができる。 (指定認証機関がした処分等に係る不服申立て) 第五十四条 指定認証機関が行う認証事務等に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。 第五章 雑則 第五十五条 (総務大臣の援助等) 第五十五条 総務大臣は、地方公共団体の認証業務に係る技術の評価に関する調査及び研究を行うとともに、都道府県及び市町村並びに利用者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。 (報告の徴収) 第五十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項の認定を受けた者に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、署名検証者(行政機関等を除く。第六十五条第二項において同じ。)に対し、その業務の実施の状況に関し必要な報告を求めることができる。 (運用規程) 第五十七条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、認証業務の実施のための手続その他必要な事項を定めた運用規程を作成し、これを公表しなければならない。
--	---	---	---

2 都道府県知事は、前項の運用規程を作成しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長の意見を聴かなければならない。

(技術的基準)

第五十八条 認証業務の用に供する施設又は設備の管理の方法その他認証業務及びこれに附帯する業務の実施について必要な技術的基準は、総務大臣が定める。

(指定都市の特例)

第五十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(次項において「指定都市」という。)に対するこの法律の規定の適用については、政令で定めるところにより、区を市と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(政令への委任)

第六十条 この法律の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第六十一条 都道府県知事に對し、その認証業務に關し、虚偽の申請をして、不実の電子証明書を発行させた者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に處する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十二条 第二十二條、第二十三條、第二十七條又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に處する。

第六十三条 第四十九條第二項の規定による認証事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に處する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定認証機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に處する。

一 第四十五條の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第四十七條第一項又は第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

三 第四十八條第一項の規定による許可を受けないうで認証事務等の全部を廃止したとき。

第六十五条 第五十六條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第六十七條第一項の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に處する。

2 第五十六條第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした署名検査者は、三十万円以下の罰金に處する。

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に關し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同條の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十四條第一項から第三項まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條から第五十二條まで並びに附則第三條から第五條までの規定は、公布の日から施行する。

(住民基本台帳カードに関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第三十三号)附則第一条第一項第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第三條第四項の規定の適用につい

ては、同項中「住民基本台帳法第三十條の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他の総務省令で定める電磁的記録媒体」とあるのは、「総務省令で定める電磁的記録媒体」とする。

(準備行為)
第三条 市町村長、都道府県知事及び指定認証機関は、施行日前においても、この法律に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができ

る。

(指定認証機関に関する経過措置)
第四条 施行日前に指定認証機関の指定がされた場合においては、指定認証機関は、第三十四條第一項の規定にかかわらず、施行日の前日までの間は、同項各号に掲げる事務を行わないものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五条 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)
第六条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第三十條の八の見出し中「本人確認情報」を「本人確認情報等」に改め、同條に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、第三十條の五第一項の規定により第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、これらの通知があつた旨の情報を、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第二項(第十條第二項)において準用する場合(第三條

成十四年法律第 号)第十二條に規定する事務に利用することができる。

4 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四條第三項に規定する委任都道府県知事は、前項の通知があつた旨の情報を、同法第三十五條に規定する事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、同法第三十四條第一項に規定する指定認証機関に提供することができる。

第三十條の十一に次の一項を加える。

9 指定情報処理機関は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四條第一項の規定により同項の指定認証機関(以下この項において「指定認証機関」という。)にその認証事務を行わせることとした委任都道府県知事から第一項の規定により第七條第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項(同号に掲げる事項については、住所とする。)

の全部又は一部について住民票の記載の修正(総務省令で定める軽微な修正を除く。)があつた旨の通知又は住民票が消除された旨の通知があつたときは、指定認証機関の求めに應じ、同法第三十四條第一項第五号に掲げる事務の処理のため、総務省令で定めるところにより、これらの通知があつた旨の情報を指定認証機関に提供するものとする。

第三十條の十二第一項第一号中「第八項」を「第九項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第七條 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第 号)第三條第二項(第十條第二項)において準用する場合(第三條

成十四年法律第 号)

第三條第二項(第十條第二項)において準用する場合(第三條

成十四年法律第 号)

第一類第二号

総務委員会議録第八号

平成十四年十一月二十八日

平成十四年十二月六日印刷

平成十四年十二月九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局